


沖縄県の情報公開・個人情報保護制度

令和4年度運用状況報告書

 沖縄県総務部総務私学課

目 次

〈情報公開制度〉

I 情報公開制度

- 1 情報公開制度のあらまし…………… 1
- 2 広義及び狭義の情報公開制度…………… 2
- 3 沖縄県の情報公開制度…………… 3

II 情報公開制度の実施状況

- 1 公文書開示請求の受付状況…………… 12
- 2 公文書の実施機関別開示請求状況…………… 13
- 3 公文書開示請求の処理状況…………… 14
- 4 部分開示及び不開示の内訳…………… 14
- 5 不服申立ての状況…………… 15
- 6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況…………… 15
- 7 不服申立ての処理状況一覧…………… 24
- 8 沖縄県情報公開審査会答申概要…………… 29

III 情報提供の状況

- 1 行政情報センターの概要…………… 59
- 2 行政情報センター等の利用状況…………… 60
- 3 配架行政資料…………… 61

〈個人情報保護制度〉

I 個人情報保護制度

- 1 個人情報保護制度のあらまし……………62
- 2 沖縄県個人情報保護制度の特色（令和4年3月31日まで）……………64
- 3 沖縄県個人情報保護条例の概要……………64

II 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報の開示請求等の受付状況……………72
- 2 個人情報の実施機関別開示請求状況……………73
- 3 口頭開示実施状況……………74
- 4 個人情報の請求処理状況……………78
- 5 部分開示及び不開示理由の内訳……………79
- 6 不服申立ての状況……………79
- 7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況……………80
- 8 不服申立ての処理状況一覧……………84
- 9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要……………86

〈情報公開制度〉

I 情報公開制度

1 情報公開制度のあらまし

わが国における情報公開制度は、地方自治体としては昭和 57 年 4 月に山形県の金山町で「金山町公文書公開条例」が施行されたのが最初です。都道府県では昭和 58 年 4 月に神奈川県で施行された「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」をはじめとして、現在、全ての都道府県において条例が制定され制度化されています。国においても平成 11 年 5 月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が公布し、平成 13 年 4 月から施行されています。

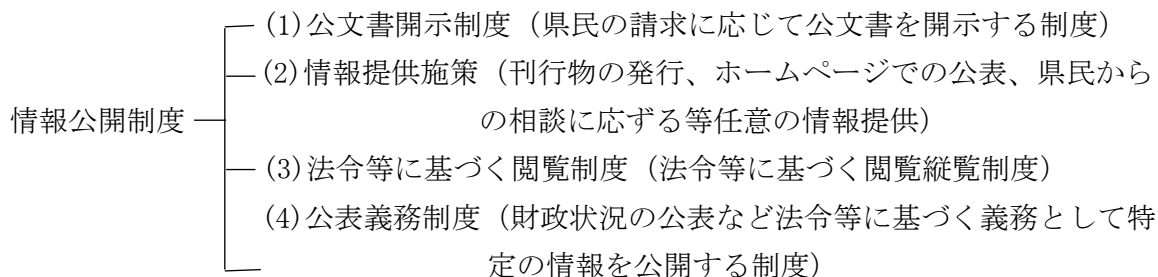
公正で開かれた行政を実現するためには、県の行政機関が保有する情報が広く県民に公開される必要があります。

県の行政機関が保有する情報を県民に提供するにあたっては、刊行物の発行、報道機関への発表等、県の行政機関が主体となって行う多種多様な方法があります。このような情報提供施策を適切に実施すれば、県民の行政に関する情報についての要求に相当程度において応えることは可能です。しかし、これらは県の行政機関側からの任意の情報提供であること、その主たる目的は県の行政機関の事業の遂行に資するためであることなどから、情報を求める県民の要望を充たすのに必ずしも十分でない場合があります。

そこで、県民が主体となり県の行政機関が保有する情報を入手する手段が必要となります。これを制度化したのが公文書開示制度であります。同制度は、行政機関が保有する公文書の開示を求める県民の請求権を明らかにし、県民が請求すれば原則としてすべての公文書を開示することを県の行政機関に義務付けており、情報提供施策と併せて情報公開制度と呼ばれています。

2 広義及び狭義の情報公開制度

広義の情報公開制度は、下記のように4つの制度に区分することができます。



狭義の情報公開制度は、公文書開示制度のことをいいますが、沖縄県情報公開条例では、公文書開示制度とあわせて行政資料等による積極的な情報提供の推進に努めることとしています。

情報公開制度と公文書開示制度等の関係図

		実施機関の義務の有無		任 意 的
		義 務 的		
情報公開制度	請求の有無			
		請求によるもの	(3) 法令等に基づく閲覧制度 ・ 関係文書閲覧及び写しの交付	(1) 公文書開示制度
	請求によらないもの	(4) 法令等に基づく公表義務制度 ・ 条例、規則の公布 ・ 財政状況の公表		(2) 自主的な情報提供 ・ 刊行物の発行 ・ ホームページでの公表 ・ 報道機関への情報提供

3 沖縄県の情報公開制度

本県では、沖縄県情報公開条例（平成3年12月26日公布。以下、「条例」という。）を制定し、平成4年7月1日から施行しました。また、情報公開法との調整等を図るため、条例を全部改正し、新たな条例を公布しました（平成13年10月23日公布）。新たな条例は、平成14年1月1日から施行されました。

新たな条例は、「地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資すること」を目的（条例第1条）としています。

平成26年6月には、公正性の向上及び不服申立て制度の使いやすさ向上の観点から、行政不服審査法が全部改正され（平成28年4月1日施行）、それに伴い、条例においても平成27年12月に所要の改正を行いました（平成28年4月1日施行）。

改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項は、審査請求がされた審査庁は、原則として審理員を指名しなければならない旨規定していますが、同項ただし書において、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」には、審理員の指名を要しないこととされているため、本条例に基づく審査請求においては、第三者機関である沖縄県情報公開審査会において、公正かつ客観的に開示可否を判断しており、実質的に審理の公正性が確保されているため、審理員による審理手続を適用除外としています。

他に、不服申立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、「審査請求」、「裁決」等用語の整理を行い、また、開示請求に係る不作為事件を沖縄県情報公開審査会の諮問の対象としました。

平成29年6月には、沖縄県個人情報保護条例の個人情報の定義が改正されたことに伴い、不開示情報である個人に関する情報の記述等の具体的事項を規定する改正を行いました（平成29年7月25日施行）。

また、令和3年4月から沖縄県立芸術大学が公立大学法人に移行することに伴い、「県が設立した地方独立行政法人」を実施機関に規定する改正を令和2年12月に行いました（令和3年4月1日施行。令和4年4月からは沖縄県立看護大学も公立大学法人として実施機関に該当）。

1 基本的な考え方

本県の公文書開示制度は、次のことを制度の基本原則としています。

- (1) 県が保有する情報は原則として開示することとし、不開示とするものは必要最小限度にとどめるものとする（原則開示）。
- (2) 個人に関する情報は、不開示を原則として最大限に保護するものとする。
- (3) 県民に分かりやすく利用しやすい制度とすること。

2 条例の特色

本県の条例は、以下の点に特色があります。

- (1) 条例の目的に、「知る権利の尊重」、「説明責任」及び「県政への参加と監視」を明記したこと。
- (2) 公文書の開示を実施する県の機関（実施機関）に公安委員会及び警察本部長を加えたこと（平成14年7月1日から実施機関となった。）。
- (3) 条例の開示請求の対象となる公文書を決裁・供覧済みの文書から組織共用文書に拡大し、電磁的記録も対象としたこと。
- (4) 請求権者を拡大し、「何人も」請求できるようにしたこと。

3 条例の概要

(1) 目的（第1条）

本条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、「公文書の開示を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」ことを手段として、「県政に対する県民の理解と信頼を深める」ことを第一次的な目的とし、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」ことを高次の目的とする。

(2) 実施機関（第2条第1項）

本条例に基づき公文書の開示を実施する機関は、次の16機関がある。

- | | | |
|-----------------|------------|-----------------|
| ・知事 | ・議会 | ・教育委員会 |
| ・公安委員会 | ・警察本部長 | ・選挙管理委員会 |
| ・監査委員 | ・人事委員会 | ・労働委員会 |
| ・収用委員会 | ・海区漁業調整委員会 | ・内水面漁場管理委員会 |
| ・公営企業の管理者 | ・病院事業の管理者 | ・公立大学法人沖縄県立芸術大学 |
| ・公立大学法人沖縄県立看護大学 | | |

※平成3年の条例制定当初には議会、公安委員会、警察本部長は規定されていなか

ったが、平成10年12月議会で議会提案により議会が、平成13年9月議会で公安委員会及び警察本部長が、令和2年11月議会で県が設立した地方独立行政法人が追加された。

(3) 公文書（第2条第2項）

「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。

イ 沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

(4) 開示請求権（第5条）

- ・ 何人も

「何人も」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人でない社団等も含まれる。

- ・ 開示請求権の一般的性格

本条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、条例第8条に規定する部分開示による場合及び条例第17条に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

(5) 開示請求の手續（第6条）

開示請求権を明確にするため、開示請求は次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならないこととしている。

なお、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴い、現在は沖縄県ホームページから電子申請もできる。

- ・ 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- ・ 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(6) 公文書の開示義務・不開示情報（第7条）

- ・ 条例の基本理念は、原則開示である。
- ・ 不開示情報は、次のとおりである。

ア 法令秘情報（第1号）

法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報。

イ 個人に関する情報（第2号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ウ 法人等に関する情報（第3号）

法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

エ 公共の安全等に関する情報（公安委員会及び警察本部長以外の実施機関）（第4号）

公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であって、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの。

オ 公共の安全等に関する情報（公安委員会又は警察本部長）（第5号）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報。

カ 審議、検討等に関する情報（第6号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

キ 事務又は事業に関する情報（第7号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(7) 部分開示（第8条）

開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(8) 公益上の理由による裁量的開示（第9条）

実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(9) 公文書の存否に関する情報（第10条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

本条を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。

ア 特定の個人の病歴に関する情報（第7条第2号）

ある人を名指しして、特定の県立病院に入院していたときのカルテの請求があった場合、当該公文書はあるが、第2号により不開示と回答したのでは、そのことのみで、名指しされた者が当該病院に入院していた事実が明らかになり、プライバシー侵害となる。

イ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第7条第3号）

特定企業を名指しして新商品の開発計画に関する公文書の開示を請求することにより、特定企業の企業戦略が競争企業に知られ、競争上の地位を侵害することが生じ得る。

ウ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第7条第4号及び第5号）

犯人が無関係の第三者に依頼して内偵捜査に関する公文書の開示請求をしたような場合、当該文書の存在を知られることにより、捜査の密行性が損なわれ証拠湮滅を容易にしたりするおそれがある。

エ 政策決定の検討状況の情報（第7条第6号）

道路建設計画を検討している公文書につき、A市〇〇町地域の道路建設計画という特定の名前を挙げて探索的な請求をすることにより、道路建設計画を推測され、土地の買占めなどの投機を招くおそれがある。

オ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第7号）

保育士試験の問題作成後、試験実施前に「児童福祉施設最低基準に関する保育士問題に関する文書（当該年度）」というように特定分野に限定した請求が出された場合、文書は存在するが第7号により不開示と答えた場合には、当該問題が出題されることを開示請求者に知らせてしまうことになるし、不存在と回答すれば、当該問題が出題されないことを知らせてしまうことになる。

(10) 開示請求に対する措置（第11条）

実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をし、書面

により通知しなければならない。

本条による通知は、知事が保有する公文書の開示等に関する規則第3条に規定する次の書面で行う。

- ア 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（規則第4号様式）
- イ 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（規則第5号様式）
- ウ 公文書を開示しない旨の決定（エ及びオ以外） 公文書不開示決定通知書（規則第6号様式）
- エ 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき 公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書（規則第7号様式）
- オ 開示請求に係る公文書を保有していないとき 公文書不存在による不開示決定通知書（規則第8号様式）

(11) 開示決定等の期限（第12条）

開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内に行なければならない。

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長すること（開示請求があった日から起算して最大45日）ができる。

(12) 開示決定等の期限の特例（第13条）

著しく大量な公文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めた。

本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。

- ア 開示請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- イ 開示請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
- ウ 相当の期間（アの通知において、その期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行う。

(13) 事案の移送（第15条）

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

(14) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第16条）

- ア 第三者（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者）に関する情報が記録されている公文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができる。

イ 公益上の理由により開示しようとするときは、当該機会を与えなければならない。

ウ 当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置いて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図る。

(15) 開示の実施（第17条）

ア 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する

「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を光ディスク等に複写、などの方法によることもできる。

イ 「電磁的記録」の開示の方法

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が規則で定める」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、用紙に出力したものと及び光ディスク等に複写したもののなどの交付が定められている（施行規則第5条参照）。

ウ 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき等の写しの閲覧（ただし書）

文書、図画の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には、写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これの写しに墨塗りをしたものの又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

(16) 他の制度との調整（第18条）

ア 他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が開示することと

されている場合には、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。

イ 県の図書館、博物館その他の県の施設又は機関において管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、この条例に基づく開示請求を認めない。

ウ 「その他の県の施設又は機関」には、次のようなものがある。

- ・ 行政情報センター
- ・ 宮古行政情報コーナー
- ・ 八重山行政情報コーナー

(17) 費用負担（第 19 条）

公文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めた。

(18) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第 20 条）

開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(19) 沖縄県情報公開審査会への諮問（第 21 条）

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求を受け当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、原則として沖縄県情報公開審査会への諮問を義務付けた。

ア 沖縄県情報公開審査会への諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

イ 諮問をした実施機関は、審査請求人や参加人等へ諮問をした旨を通知しなければならない。

(20) 沖縄県情報公開審査会（第 23 条）

ア 第 21 条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する。

イ 情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ答申し、及び意見を述べることができる。

(21) 調査審議手続の非公開（第 28 条）

沖縄県情報公開審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(22) 情報提供の推進（第 31 条）

ア 「情報公開制度」は、公文書開示制度と情報提供の二本柱から成るものであり、公正で開かれた県政の推進のため、情報提供施策の充実を図ることを定めた。

イ 「情報提供」とは、県が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供することをいう。

具体的には、テレビやラジオでの放送、各種の広報紙誌の発行、行政資料

の配布、県ホームページによる情報提供、担当課（所）での説明等をいう。

また、行政情報センターでは、各課（所）等が発行する行政資料等を入手するとともに、行政資料目録を発行し、当該行政資料の閲覧・所在案内を行っている。

(23) 出資等法人の情報公開（第 33 条）

県が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定める「出資等法人」は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を行うよう努めること、また、実施機関は、出資等法人に対し情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めた。

(24) 運用状況の公表（第 37 条）

公文書開示制度の適正な運営と健全な発展を期するため、毎年度、公文書の開示の運用状況を公表するものとする。

(25) 適用除外（第 38 条）

本条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）の適用除外とされている公文書については、本条例を適用しないことを定めたものである。

情報公開法の適用除外とすることが定められているものとして、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」や漁業法に規定する「免許漁業原簿」等があるが、これらの公文書の開示・不開示の取扱いは、個別法において体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、国の場合は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により情報公開法を適用しないこととしている。

したがって、このような公文書を実施機関が管理している場合、国の情報開示制度との整合性を考慮し、本条例も適用しないこととするものである。

Ⅱ 情報公開制度の実施状況

1 公文書開示請求の受付状況

令和4年度における公文書の開示請求は 1,796 件であり、前年度の 1,922 件に比べ、126 件(約 6.6%)の減となっている。

特に土木建築部への開示請求が減少しており、その要因として、発注工事や業務委託に係る積算書や図面等に関する開示請求が減少したことが挙げられる。

表1 公文書開示請求の受付状況 (単位:件)

区 分	H30 年度	H31 年度 (R1 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度
本 庁 (行政情報センター)	1,262	1,462	1,495	1,577	1,417
出 先 機 関	576	259	185	315	338
公安委員会	9	7	2	0	0
警察本部長	81	46	26	30	41
公立大学法人 県立芸術大学				0	0
公立大学法人 県立看護大学					
合 計	1,928	1,774	1,708	1,922	1,796

注1 開示請求とは、沖縄県情報公開条例第6条の規定に基づく請求である。

2 件数は、提出された請求書の受付件数である。

2 公文書の実施機関別開示請求状況

請求件数の実施機関別の割合は、知事部局 90.1%、教育委員会 4.3%、警察本部長 2.3%となっている。知事部局について部別に見ると、保健医療部が 47.5%、土木建築部が 23.7%を占めている。

表2 実施機関別の請求状況 (単位:件)

年 度		H30 年度	H31 年度 (R1 年度)	R2年度	R3年度	R4年度
実施機関	知 事 公 室	44	29	33	61	55
	総 務 部	22	23	18	25	23
	企 画 部	17	13	23	24	9
	環 境 部	105	74	94	94	140
	子ども生活福祉部	26	20	30	24	30
	保 健 医 療 部	570	664	587	782	769
	農 林 水 産 部	224	228	281	177	183
	商 工 労 働 部	18	29	23	17	8
	文化観光スポーツ部	13	27	18	32	16
	土 木 建 築 部	667	420	404	445	384
	出 納 事 務 局	2	0	3	6	2
知事部局計		1,708	1,527	1,514	1,687	1,619
議 会	2	12	4	3	3	
教 育 委 員 会	87	91	88	122	77	
選 挙 管 理 委 員 会	9	19	16	7	8	
人 事 委 員 会	0	2	0	1	0	
監 査 委 員	0	2	1	2	0	
労 働 委 員 会	0	1	0	0	0	
収 用 委 員 会	2	1	3	1	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	
企 業 局	23	65	49	56	39	
病 院 事 業 局	7	1	5	13	9	
公 安 委 員 会	9	7	2	0	0	
警 察 本 部 長	81	46	26	30	41	
公立大学法人 県立芸術大学					0	0
公立大学法人 県立看護大学						0
合 計		1,928	1,774	1,708	1,922	1,796

3 公文書開示請求の処理状況

表3 処理状況 (単位:件)

区 分		年 度		H30年度	H31年度 (R1年度)	R2年度	R3年度	R4年度
請求件数				1,928	1,774	1,708	1,922	1,796
処理 状況	決 定 済	開 示		1,209	972	909	964	897
		部分開示		744	642	596	705	682
		不開示		37	33	35	44	30
		存否応答拒否		1	2	4	11	9
		不存在		205	216	269	341	377
	小 計				2,196	1,865	1,813	2,065
取 下 げ				42	40	36	44	37
合 計				2,238	1,905	1,849	2,109	2,032

注 1件の開示請求に対し、複数の決定をした場合があるため、請求件数と決定(処理)件数は一致しない。

4 部分開示及び不開示の内訳

公文書の開示可否の決定に関して、条例第7条各号に該当し、部分開示及び不開示の決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表4 不開示理由事項別内訳 (単位:件)

区 分		年 度		H30年度	H31年度 (R1年度)	R2年度	R3年度	R4年度
1号	法令秘情報			3	6	2	3	10
2号	個人に関する情報			688	576	457	605	588
3号	法人等に関する情報			278	247	168	197	166
4号	公共の安全等に関する情報 (公安委員会及び警察本部長以外)			6	5	7	6	14
5号	公共の安全等に関する情報 (公安委員会又は警察本部長)			12	11	11	3	5
6号	審議、検討等に関する情報			20	40	29	23	30
7号	事務又は事業に関する情報			70	63	60	96	83
合 計				1,077	948	734	933	896

注 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数とは一致しない。

5 不服申立ての状況

令和4年度は、公文書の開示に関する決定に対し、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てが前年度からの継続分を含めて54件あり、そのうち37件が審査会へ諮問された。

表5 不服申立ての状況 (単位: 件、回)

年度	不服申立て	取下げ 又は 却下	諮問	審議 回数 (回)	諮問に対する処理状況 (内訳)							
					審議前	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
									認容	一部 認容	棄却	その他
平成30年度	20(10)	3	15(10)	17	0	7(5)	0	8(5)	1(1)	3(2)	3(2)	1
平成31年度 (令和元年度)	27(9)	1	20(8)	11	2	3	0	15(8)	0	6(5)	8(2)	1(1)
令和2年度	18(10)	1(1)	15(5)	9	5	1	0	9(5)	2	3(2)	4(3)	0
令和3年度	43(7)	2	32(7)	11	18	6(1)	0	8(6)	0	2(2)	5(3)	1(1)
令和4年度	54(33)	0	37(24)	9	14(1)	9(9)	0	14(14)	0	2(2)	12(12)	0

注1 括弧書きの件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

2 諮問併合があった場合は、諮問とその内訳の数は一致しない。

3 令和4年度は、審査請求後に裁決が行われ、諮問されなかった事件が1件ある。また、令和4年度の諮問の内1件は、審査請求4件を併合したものである。

6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況

沖縄県情報公開審査会は、平成4年7月1日の条例施行と同時に沖縄県公文書公開審査会として設置され、知事が委嘱する5人の委員によって構成された。新たな条例の施行に伴い、平成14年1月1日から名称が沖縄県情報公開審査会に改められた。

委員の任期は2年、令和4年度の審査会の開催回数は9回となっている。

表6 沖縄県情報公開審査会委員名簿 (五十音順)

任期: 令和5年1月9日～令和7年1月8日(2年)

(令和5年3月31日現在)

氏名	役職等	備考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
仲村 剛	弁護士	
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長職務代理者
三浦 毅	琉球大学准教授	

表7 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
令和4年4月27日	第334回	<p>(1) 沖縄県教育委員会教育長諮問第2号「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。平成27年度分）」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問環第11号「特定の環境省通知文書において、同省が溶融固化施設を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている法的根拠が分かる公文書（都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等）。」等2件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問環第12号「特定の環境省通知文書において、同省が溶融固化施設を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている理由が分かる公文書（沖縄県に対する環境省の通知、事務連絡等）。」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問環第13号「浦添市と中城村と北中城村が『ごみ処理の広域化』に当たって、浦添市と同様に最終処分場の整備と民間委託処分を行わずに最終処分ゼロを継続することを決定している理由が分かる公文書（県と浦添市と中城村と北中城村との会議録等）。」等2件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県諮問環第14号「県が令和2年度まで、国の財政的援助を受けて『ごみ処理施設』を整備している沖縄県の市町村（一部事務組合を含む）において、中城村・北中城村エリアを廃棄物処理法の基本方針に即して最終処分場の整備を行う必要がない地域であると判断していた理由の分かる公文書（県に対する中城村と北中城村の報告書、2村に対する県の調査結果、環境省に対する県の報告書等）。」等2件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6) 沖縄県諮問環第15号「市町村が策定する『ごみ処理基本計画』の対象区域に米軍施設（キャンプ瑞慶覧）を含めているにもかかわらず、廃棄物処理法第6条第1項の規定に従って『米軍ごみ』に対する収集運搬計画を策定していない北中城村において、県が同法第6条の2第1項及び第2項の規定に従って『米軍ごみ』の適正な収集運搬が行われていると判断している法的根拠が分かる公文書（県と北中城村の会議録、県に対する北中城村の事務連絡、北中城村に対する県の事務連絡等）。」に係る公文書</p>

	<p>不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7) 沖縄県諮問環第 16 号「沖縄県において、北中城村と中城村北中城村清掃事務組合の『ごみ処理基本計画』の対象区域に含まれている米軍施設(キャンプ瑞慶覧)から排出される『米軍ごみ』の分別計画を策定している者と分別を行っている者と分別が行われている場所が分かる公文書」等 3 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8) 沖縄県諮問環第 17 号「環境省が廃棄物処理法の基本方針に即して作成している『ごみ処理基本計画策定指針』に準拠して『ごみ処理基本方針』を策定していない市町村に対して、県が環境省の『循環型社会形成推進交付金』を交付するための事務処理を行う場合の必須要件が分かる公文書(都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等)。」等 3 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(9) 沖縄県諮問環第 18 号「中城村北中城村清掃事務組合が防衛省(旧那覇防衛施設局)の補助金を利用して青葉苑を整備するときに、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書(県と組合との会議録、組合に対する県の事務連絡等)。」等 3 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(10) 沖縄県諮問環第 22 号「環境省が作成して都道府県に対して市町村に対する周知の徹底と指導を求めている『ごみ処理基本計画策定指針』において、環境省が都道府県の『廃棄物処理計画』を市町村の『一般廃棄物処理計画』の上位計画として位置づけている理由と法的根拠が分かる公文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(11) 沖縄県諮問環第 23 号「中城村北中城村清掃事務組合が平成 26 年度から焼却炉に併設されている溶融炉の運用を休止したときに、県が平成 25 年度に同組合に対して与えていた溶融炉の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(12) 沖縄県諮問環第 24 号「浦添市と中城村と北中城村が平成 29 年度に『循環型社会形成推進地域計画』を作成したときに、県が 1 市 2 村に対して与えていた中城村北中城村清掃事務組合が所有している既存施設(青葉苑)の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(13) 沖縄県諮問環第 25 号「浦添市と中城村と北中城村との『ごみ処理の広域化』に当たって、県が浦添市が作成した『交付金交付申請書』の審査を行ったときに、交付対象事業の目的と内容に</p>
--	--

		<p>対して県が行った調査の内容が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(14) 沖縄県諮問環第 26 号「沖縄県民が廃棄物処理法第 2 条の 4 の規定に基づく日本の国民として協力しなければならない一般廃棄物の適正な処理に関する国の施策の概要が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p>
令和 4 年 5 月 23 日	第 335 回	<p>(1) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 2 号「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。平成 27 年度分）」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖公委（捜二）第 8 号「平成 14 年 7 月 24 日に廃止された『知能犯罪告訴・告発事件取扱要領』は何時の頃か復活し、平成 22 年 2 月 5 日に改正された。当該廃止から当該復活に至る過程（理由等を含む）が分かる記録」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 5 号「特定の教諭の言動に係る聞き取り結果一覧」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 6 号「令和 3 年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験第 2 次試験について 緊急事態宣言下で、再延期せずに 9 / 4 ・ 5 に実施することを決定した会議の議事録及び参加者名」等 3 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県諮問保 10 号「COVID-19 感染者数のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6) 沖縄県諮問知第 1 号「令和 2 年 4 月 1 日以降、特定の政策参与が知事との面談で使用した資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
令和 4 年 7 月 20 日	第 336 回	<p>(1) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 2 号「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。平成 27 年度分）」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 5 号「特定の教諭の言動に係る聞き取り結果一覧」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p>

		<p>(3) 沖縄県教育委員会教育長諮問第6号「令和3年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験第2次試験について 緊急事態宣言下で、再延期せずに9/4・5に実施することを決定した会議の議事録及び参加者名」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問環第11号「特定の環境省通知文書において、同省が溶融固化施設を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている法的根拠が分かる公文書（都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等）。」等2件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県諮問環第12号「特定の環境省通知文書において、同省が溶融固化施設を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている理由が分かる公文書（沖縄県に対する環境省の通知、事務連絡等）。」等3件に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
令和4年8月18日	第337回	<p>(1) 沖縄県教育委員会教育長諮問第5号「特定の教諭の言動に係る聞き取り結果一覧」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第6号「令和3年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験第2次試験について 緊急事態宣言下で、再延期せずに9/4・5に実施することを決定した会議の議事録及び参加者名」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問環第12号「特定の環境省通知文書において、同省が溶融固化施設を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている理由が分かる公文書（沖縄県に対する環境省の通知、事務連絡等）。」等3件に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問環第13号「浦添市と中城村と北中城村が『ごみ処理の広域化』に当たって、浦添市と同様に最終処分場の整備と民間委託処分を行わずに最終処分ゼロを継続することを決定している理由が分かる公文書（県と浦添市と中城村と北中城村との会議録等）。」等2件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県諮問環第14号「県が令和2年度まで、国の財政的援助を受けて『ごみ処理施設』を整備している沖縄県の市町村（一部事務組合を含む）において、中城村・北中城村エリアを廃棄物処理法の基本方針に即して最終処分場の整備を行う必要がない地域であると判断していた理由の分かる公文書（県に対する中城村と北中城村の報告書、2村に対する県の調査結果、環境省に</p>

		<p>対する県の報告書等)。」等2件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6) 沖縄県諮問保第10号「COVID-19感染者数のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書」に係る公文書部分不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7) 沖縄県諮問知第1号「令和2年4月1日以降、特定の政策参与が知事との面談で使用した資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
令和4年9月30日	第338回	<p>(1) 沖縄県教育委員会教育長諮問第6号「令和3年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験第2次試験について 緊急事態宣言下で、再延期せずに9/4・5に実施することを決定した会議の議事録及び参加者名」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問環第13号「浦添市と中城村と北中城村が『ごみ処理の広域化』に当たって、浦添市と同様に最終処分場の整備と民間委託処分を行わずに最終処分ゼロを継続することを決定している理由が分かる公文書(県と浦添市と中城村と北中城村との会議録等)。」等2件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問環第14号「県が令和2年度まで、国の財政的援助を受けて『ごみ処理施設』を整備している沖縄県の市町村(一部事務組合を含む)において、中城村・北中城村エリアを廃棄物処理法の基本方針に即して最終処分場の整備を行う必要がない地域であると判断していた理由の分かる公文書(県に対する中城村と北中城村の報告書、2村に対する県の調査結果、環境省に対する県の報告書等)。」等2件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問環第15号「市町村が策定する『ごみ処理基本計画』の対象区域に米軍施設(キャンプ瑞慶覧)を含めているにもかかわらず、廃棄物処理法第6条第1項の規定に従って『米軍ごみ』に対する収集運搬計画を策定していない北中城村において、県が同法第6条の2第1項及び第2項の規定に従って『米軍ごみ』の適正な収集運搬が行われていると判断している法的根拠が分かる公文書(県と北中城村の会議録、県に対する北中城村の事務連絡、北中城村に対する県の事務連絡等)。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県諮問環第16号「沖縄県において、北中城村と中城村北中城村清掃事務組合の『ごみ処理基本計画』の対象区域に含まれている米軍施設(キャンプ瑞慶覧)から排出される『米軍ごみ』の分別計画を策定している者と分別を行っている者と分別が行</p>

		<p>われている場所が分かる公文書」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6) 沖縄県諮問環第17号「環境省が廃棄物処理法の基本方針に即して作成している『ごみ処理基本計画策定指針』に準拠して『ごみ処理基本方針』を策定していない市町村に対して、県が環境省の『循環型社会形成推進交付金』を交付するための事務処理を行う場合の必須要件が分かる公文書（都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等）」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p>
令和4年11月2日	第339回	<p>(1) 沖縄県諮問環第15号「市町村が策定する『ごみ処理基本計画』の対象区域に米軍施設（キャンプ瑞慶覧）を含めているにもかかわらず、廃棄物処理法第6条第1項の規定に従って『米軍ごみ』に対する収集運搬計画を策定していない北中城村において、県が同法第6条の2第1項及び第2項の規定に従って『米軍ごみ』の適正な収集運搬が行われていると判断している法的根拠が分かる公文書（県と北中城村の会議録、県に対する北中城村の事務連絡、北中城村に対する県の事務連絡等）」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問環第16号「沖縄県において、北中城村と中城村北中城村清掃事務組合の『ごみ処理基本計画』の対象区域に含まれている米軍施設（キャンプ瑞慶覧）から排出される『米軍ごみ』の分別計画を策定している者と分別を行っている者と分別が行われている場所が分かる公文書」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問環第17号「環境省が廃棄物処理法の基本方針に即して作成している『ごみ処理基本計画策定指針』に準拠して『ごみ処理基本計画』を策定していない市町村に対して、県が環境省の『循環型社会形成推進交付金』を交付するための事務処理を行う場合の必須要件が分かる公文書（都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等）」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問環第18号「中城村北中城村清掃事務組合が防衛省（旧那覇防衛施設局）の補助金を利用して青葉苑を整備するときに、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書（県と組合との会議録、組合に対する県の事務連絡等）」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県諮問保第10号「COVID-19感染者数のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書」に係る公文書部分不開示決定に対する審査請求について</p>

		(6) 沖縄県諮問知第1号「令和2年4月1日以降、特定の政策参与が知事との面談で使用した資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について
令和4年12月22日	第340回	<p>(1) 沖縄県諮問環第17号「環境省が廃棄物処理法の基本方針に即して作成している『ごみ処理基本計画策定指針』に準拠して『ごみ処理基本計画』を策定していない市町村に対して、県が環境省の『循環型社会形成推進交付金』を交付するための事務処理を行う場合の必須要件が分かる公文書（都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等）」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問環第18号「中城村北中城村清掃事務組合が防衛省（旧那覇防衛施設局）の補助金を利用して青葉苑を整備するときに、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書（県と組合との会議録、組合に対する県の事務連絡等）」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問保第10号「COVID-19感染者数のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問知第1号「令和2年4月1日以降、特定の政策参与が知事との面談で使用した資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県教育委員会教育長諮問第7号「平成31年度から令和2年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6) 沖縄県教育委員会教育長諮問第8号「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7) 沖縄県教育委員会教育長諮問第9号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8) 沖縄県教育委員会教育長諮問第10号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」等2件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和5年1月25日	第341回	(1) 沖縄県諮問環第18号「中城村北中城村清掃事務組合が防衛省（旧那覇防衛施設局）の補助金を利用して青葉苑を整備するときに、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書（県と組合との会議録、組合に対する県の事務連絡等）」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求

		<p>について</p> <p>(2) 沖縄県諮問保第 10 号「COVID-19 感染者数のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 7 号「平成 31 年度から令和 2 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 8 号「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 9 号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 10 号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」等 2 件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和 5 年 3 月 16 日	第 342 回	<p>(1) 沖縄県諮問保第 10 号「COVID-19 感染者数のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問環第 22 号「環境省が作成して都道府県に対して市町村に対する周知の徹底と指導を求めている『ごみ処理基本計画策定指針』において、環境省が都道府県の『廃棄物処理計画』を市町村の『一般廃棄物処理計画』の上位計画として位置づけている理由と法的根拠が分かる公文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 9 号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 10 号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」等 2 件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>

7 不服申立ての処理状況一覧

NO	不服申立て 年月日 実施機関名 (諮問番号)	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
			①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
1	R3.10.7 知事	国頭郡今帰仁村古宇利流し原 開発工事の変更に関する変更 届等	①R3.8.17 ②R3.8.31 ③部分開示	第2号 第3号 第7号	①R3.11.9 ②R4.3.18 ③答申第133号 ④棄却	①R4.4.26 ②棄却	
	県土・跡地利用対 策課(沖縄県諮問 企第2号)						
2	R3.4.26 公安委員会	平成14年7月24日に廃止され た「知能犯罪告訴・告発事件 取扱要領」は何時の頃から復活 し、平成22年2月5日に改正さ れた。当該廃止から当該復活 に至る過程(理由等を含む)が 分かる記録	①R3.3.26 ②R3.4.12 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R3.11.22 ②R4.5.31 ③答申第134号 ④棄却	①R4.7.29 ②棄却	
	捜査第二課(沖公 委(捜二)第8号)						
3	R2.11.18 教育委員会	沖縄県内の公立小・中・高・養 護・盲学校に関する体罰事故 報告書(加害教師の反省文、 顛末書、診断書、事情聴取記 録、その他一切の添付文書等 を含む。平成27年度分)	①R2.9.7 ②R2.9.23 ③部分開示	第2号	①R3.1.18 ②R4.7.27 ③答申第135号 ④一部認容	①R4.12.20 ②一部認容	
	学校人事課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第2号)						
4	R3.9.6 知事	特定の環境省通知文書におい て、同省が溶融固化施設を1 年以上休止している市町村に 対して最終処分場の整備を求 めている法的根拠が分かる公 文書等	①R3.5.26 ②R3.6.11 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R3.12.17 ②R4.7.27 ③答申第136号 ④棄却	①R4.8.19 ②棄却	
	環境整備課(沖縄 県諮問環第11号)						
5	R3.9.9 教育委員会	特定の教諭の言動に係る聞き 取り結果一覧	①R3.8.10 ②R3.8.13 ③不開示	第2号 第7号	①R3.11.25 ②R4.8.25 ③答申第137号 ④一部認容	①R5.1.13 ②一部認容	
	学校人事課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第5号)						
6	R3.9.6 知事	特定の環境省通知文書におい て、同省が溶融固化施設を1 年以上休止している市町村に 対して最終処分場の整備を求 めている理由が分かる公文書 等	①R3.6.29 ②R3.7.14 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R3.12.17 ②R4.9.12 ③答申第138号 ④棄却	①R4.9.30 ②棄却	
	環境整備課(沖縄 県諮問環第12号)						
7	R3.9.24 教育委員会	令和3年度実施沖縄県公立学 校教員候補者選考試験第2次 試験について 緊急事態宣言 下で、再延期せずに9/4・5に 実施することを決定した会議の 議事録及び参加者名等	①R3.9.10 ②R3.9.21 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R3.12.20 ②R4.10.25 ③答申第139号 ④棄却	①R4.11.15 ②棄却	
	学校人事課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第6号)						
8	R3.9.6 知事	浦添市と中城村と北中城村が 「ごみ処理の広域化」に当たっ て、浦添市と同様に最終処分 場の整備と民間委託処分を行 わずに最終処分ゼロを継続す ることを決定している理由が分 かる公文書等	①R3.7.5 ②R3.7.20 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R3.12.17 ②R4.10.25 ③答申第140号 ④棄却	①R4.11.21 ②棄却	
	環境整備課(沖縄 県諮問環第13号)						
9	R3.9.6 知事	県が令和2年度まで、国の財 政的援助を受けて「ごみ処理 施設」を整備している沖縄県の 市町村(一部事務組合含む) において、中城村・北中城村 エリアを廃棄物処理法の基本 方針に即して最終処分場の整 備を行う必要がない地域であ ると判断していた理由が分かる 公文書等	①R3.7.13 ②R3.7.28 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R3.12.17 ②R4.10.25 ③答申第141号 ④棄却	①R4.11.21 ②棄却	
	環境整備課(沖縄 県諮問環第14号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
10	R3.9.6 知事	市町村が策定する「ごみ処理基本計画」の対象区域に米軍施設(キャンプ瑞慶覧)を含めているにもかかわらず、廃棄物処理法第6条第1項の規定に従って「米軍ごみ」に対する収集運搬計画を策定していない北中城村において、県が、同法第6条の2第1項及び第2項の規定に従って「米軍ごみ」の適正な収集運搬が行われていると判断している法的根拠が分かる公文書	①R3.7.14 ②R3.7.29 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.17 ②R4.12.12 ③答申第142号 ④棄却	①R5.1.13 ②棄却	
	環境整備課(沖縄県諮問環第15号)						
11	R3.9.8 知事	沖縄県において、北中城村と中城村北中城村清掃事務組合の「ごみ処理基本計画」の対象区域に含まれている米軍施設(キャンプ瑞慶覧)から排出される「米軍ごみ」の分別計画を策定している者と分別を行っている者と分別が行われている場所が分かる公文書等	①R3.7.12 ②R3.7.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.21 ②R4.12.12 ③答申第143号 ④棄却	①R5.1.13 ②棄却	
	環境整備課(沖縄県諮問環第16号)						
12	R3.9.8 知事	環境省が廃棄物処理法の基本方針に即して作成している「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠して「ごみ処理基本計画」を策定していない市町村に対して、県が環境省の「循環型社会形成推進交付金」を交付するための事務処理を行う場合の必須要件が分かる公文書等	①R3.7.16 ②R3.8.2 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.21 ②R5.1.25 ③答申第144号 ④棄却	①R5.3.3 ②棄却	
	環境整備課(沖縄県諮問環第17号)						
13	R3.11.15 知事	令和2年4月1日以降、特定の政策参与が知事との面談で使用した資料	①R3.10.12 ②R3.10.25 ③不開示	第6号 第7号	①R4.1.17 ②R5.1.25 ③答申第145号 ④棄却		
	秘書課(沖縄県諮問環第1号)						
14	R3.9.8 知事	中城村北中城村清掃事務組合が防衛省(旧那覇防衛施設局)の補助金を利用して青葉苑を整備するときに、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書等	①R3.7.19 ②R3.8.4 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.21 ②R5.3.13 ③答申第146号 ④棄却	①R5.5.8 ②棄却	
	環境整備課(沖縄県諮問環第18号)						
15	R3.5.13 知事	COVID-19感染者数のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書	①R3.3.26 ②R3.5.20 ③部分開示	第2号	①R3.12.21 ②R5.3.22 ③答申第147号 ④棄却	①R5.3.31 ②棄却	
	感染症対策課(沖縄県諮問保第10号)						
16	R3.10.15 知事	環境省が作成して都道府県に対して市町村に対する周知の徹底と指導を求めている「ごみ処理基本計画策定指針」において、同省が都道府県の「廃棄物処理計画」を市町村の「一般廃棄物処理計画」の上位計画として位置付けている理由と法的根拠が分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.1.13		
	環境整備課(沖縄県諮問環第22号)						
17	R3.10.15 知事	中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から焼却炉に併設されている熔融炉の運用を休止したときに、県が平成25年度に同組合に対して与えていた熔融炉の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.1.13		
	環境整備課(沖縄県諮問環第23号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
18	R3.10.15 知事	浦添市と中城村と北中城村が平成29年度に「循環型社会形成推進地域計画」を作成したときに、県が1市2村に対して与えていた中城村北中城村清掃事務組合が所有している既存施設(青葉苑)の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.1.13		
	環境整備課(沖縄県諮問環第24号)						
19	R3.10.15 知事	浦添市と中城村と北中城村との「ごみ処理の広域化」に当たって、県が浦添市が作成した「交付金交付申請書」の審査を行ったときに、交付対象事業の目的と内容に対して県が行った調査の内容が分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.1.13		
	環境整備課(沖縄県諮問環第25号)						
20	R3.10.15 知事	沖縄県民が廃棄物処理法第2条の4の規定に基づく日本の国民として協力しなければならない一般廃棄物の適正な処理に関する国の施策の概要が分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.1.13		
	環境整備課(沖縄県諮問環第26号)						
21	R3.12.1 教育委員会	令和2年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験の全試験別の最終合格者の年齢幅に係る文書等(平成31年度から令和2年度実施沖縄県公立学校学校管理職候補者試験判定会議資料)	①R3.9.18 ②R3.10.5 ③不開示	第7号	①R4.3.4		
	学校人事課(沖縄県教育委員会教育長諮問第7号)						
22	R3.12.2 教育委員会	令和3年度実施沖縄県公立学校学校管理職候補者試験判定会議資料	①R3.11.18 ②R3.11.25 ③不開示	第7号	①R4.3.4		
	学校人事課(沖縄県教育委員会教育長諮問第8号)						
23	R3.4.26 教育委員会	子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書等	①R3.3.22 ②R3.4.14 ③部分開示	第2号	①R4.3.8		
	県立学校教育課(沖縄県教育委員会教育長諮問第10号)						
24	R3.9.17 教育委員会	子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書	①R3.8.10 ②R3.8.20 ③部分開示	第2号	①R4.3.8		
	県立学校教育課(沖縄県教育委員会教育長諮問第9号)						
25	R4.1.25 知事	1945年以降入退園措置児童名簿	①R3.11.13 ②R3.11.29 ③部分開示	第2号	①R4.3.11		
	青少年・子ども家庭課(沖縄県諮問子第15号)						
26	R3.8.11 知事	「第1回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議」議事録、議事概要等	①R3.7.16 ②R3.8.2 ③不開示、部分開示	第6号 第7号	①R4.5.12		
	女性力・平和推進課(沖縄県諮問子第1号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
27	R4.2.14 知事	中城北中城村清掃事務組 合が平成26年度から溶融炉の 運用を休止することを検討して いたときに、県が同組合に対す る防衛省の補助目的を達成す るための条件(補助対象財産 である青葉苑を使用してキャン プ瑞慶覧から排出される「米軍 ごみ」の適正な処理を行うこと) と、同省が定めている財産処 分の承認基準における補助対 象財産の所有年数だけを根拠 に補助金適正化法の規定に基 づく報告のみで溶融炉を廃止 することができるという技術的 援助を与えていた理由と法的 根拠が分かる公文書等	①R4.1.11 ②R4.1.27 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.6.8		
	環境整備課(沖縄 県諮問環第3号)						
28	R3.12.24 知事	県が「第四期廃棄物処理計 画」を定めるときに、廃棄物処 理法第5条の5第3項の規定に 従って意見を聴いていた関係 市町村のうち、浦添市と中城村 と北中城村の意見の内容が分 かる公文書	①R3.9.10 ②R3.12.3 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.6.8		
	環境整備課(沖縄 県諮問環第4号)						
29	R4.4.1 知事	沖縄県の独自単価にかかる複 合単価の歩掛	①R4.2.22 ②R4.3.8 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.7.7		
	技術・建設業課(沖 縄県諮問土第1号)						
30	R4.6.15 知事	特定の企業が作成・提出した 地域未来投資促進法に基づく 地域経済牽引事業計画の承 認について(起案一式)(『地域 経済牽引事業計画』を含む)	①R4.3.24 ②R4.5.9 ③部分開示	第2号 第3号 第7号	①R4.9.22		
	産業政策課(沖縄 県諮問商第3号)						
31	R4.8.4 知事	令和3年5月24日付け沖防第 3213号 林地開発協議書	①R4.2.15 ②R4.7.13 ③部分開示	第2号 第3号 第4号 第7号	①R4.10.19		
	森林管理課(沖縄 県諮問農第6号)						
32	R4.8.8 公安委員会	平成22年に発生した特定の火 災に係る火災報告書、出動し た警察署(火災出動報告書)、 火災現場検証報告書(火災原 因調査報告書)	①R4.7.7 ②R4.7.25 ③存否応答拒 否による不開示	第10条	①R4.10.28		
	捜査第一課(沖公 委(捜一)第4号)						
33	R4.3.25 公安委員会	(1)2019年11月以降、国頭村や 東村の北部訓練場返還地で発 見された空包や銃弾などを警 察官が回収しなくなった理由に 関する警察庁、沖縄防衛局、 森林管理署、環境省、米軍等 関係機関との協議、連絡、指 示、上申等やり取りに係る行政 文書の一切 (2)2019年10月7日まで、国頭 村や東村の北部訓練場返還 地で発見された空包や銃弾な どを警察官が回収していた理 由・根拠とされる取り決めや協 定などの行政文書、警察庁、 沖縄防衛局、森林管理署、環 境省、米軍等関係機関との協 議、連絡、指示、上申等のやり 取りに係る本件の顛末が判然 とする行政文書の一切	①(1)R3.12.17 (2)R4.2.4 ②(1)R4.1.18 (2)R4.2.21 ③(1)不存在に よる不開示 (2)不存在によ る不開示	第11条第 2項	①R4.11.11		
	生活保安課(沖公 委(生保)第80号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
34	R4.5.16 知事	キャンプシュワブ第2ゲート以 北の共同使用地(2021年6月 17日日米合同委員会承認)を 含む一帯で、防衛局から提出 された赤土等流出防止条例に 基づく事業行為通知書	①R4.3.3 ②R4.4.11 ③部分開示	第2号 第3号 第7号	①R4.12.5		
	環境保全課(沖縄 県諮問環第16号)						
35	R4.12.19 知事	沖縄県中部保健所に提出され た特定の質問書及び特定の開 示請求書への情報	①R4.8.10 ②R4.8.23 ③開示	-	①R4.12.19		
	環境整備課(沖縄 県諮問環第17号)						
36	R4.8.15 知事	特定の病院における災害拠点 病院の指定に係る申請等の文 書	①R4.6.16 ②R4.7.29 ③部分開示	第2号 第3号	①R5.1.17		
	医療政策課(沖縄 県諮問保第7号)						
37	R4.3.25 知事	特定の個人に関する沖縄県社 会福祉審議会審査部会の答 申	①R4.3.3 ②R4.3.16 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R5.3.15		
	青少年・子ども家庭 課(沖縄県諮問子 第17号)						
38	R4.2.15(2件) R4.10.24(2件)	辺野古新基地建設事業の設 計変更申請書に関して、沖縄 県から防衛局に出した質問書 と、それに対する防衛局の回 答。また、同申請書について、 防衛局と県の間でかわされた 全ての文書	①(1)R3.11.26 (2)R4.7.11 ②(1)R4.1.24 (2)R4.1.24 ③(1)部分開示、 不開示 (2)部分開示、 不開示	第7号	①R5.3.17		
	知事						
	海岸防災課(沖縄 県諮問土第18号)						

(注) 条例第7条各号(不開示根拠)について

- 第1号: 法令秘情報
- 第2号: 個人に関する情報
- 第3号: 法人等に関する情報
- 第4号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長以外の機関)
- 第5号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長)
- 第6号: 審議・検討等に関する情報
- 第7号: 事務又は事業に関する情報

8 沖縄県情報公開審査会答申概要

沖縄県情報公開審査会答申第 134 号 概要

①件名	「平成14年7月24日に廃止された『知能犯罪告訴・告発事件取扱要領』は何時の頃か復活し、平成22年2月5日に改正された。当該廃止から当該復活に至る過程（理由等を含む）が分かる記録」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和3年3月26日（令和3年3月29日收受）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警察本部刑事部捜査第二課）
④決定年月日	令和3年4月12日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	開示請求に係る公文書は保有していないため
⑦審査請求年月日	令和3年4月26日（令和3年4月30日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	本件処分の理由につき、その不存在原因を明らかにし、再処分を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	廃止されたはずの「知能犯罪告訴・告発事件取扱要領」が平成22年2月に「一部改正」されていることになるが、「改正」のためには廃止された事実と復活された事実がなければならない。
⑩諮問年月日	令和3年11月22日（同日收受）
⑪答申年月日	令和4年5月31日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>審査会は実施機関に対し、弁明書で示す「告訴等の受理及び処理要領の制定について(通達)（平成14年7月24日沖例規捜一第4号ほか）」及び「『知能犯罪告訴・告発事件取扱要領』の一部改正について(通達)（令和2年11月25日付け沖捜二第2846号）」それぞれの改正や廃止を含む当該文書の制定経緯についての説明と、本件請求文書の内容に基づいて改めて公文書の保有の有無について確認を求めた。</p> <p>実施機関からは、次のとおり2つの文書それぞれの制定経緯の説明があり、本件請求文書は存在しない旨の回答があった。</p> <p>(1) 「告訴等の受理及び処理要領の制定について(通達)（平成14年7月24日沖例規捜一第4号ほか）」は、具体的に定められていなかった知能犯罪以外の告訴等の取扱いについて一層の適正化を図るため、「知能犯罪告訴・告発事件要領の制定について(昭和47年5月15日沖例規捜二第2号)」の廃止と同時に新たに制定された例規通達文書である。</p> <p>例規通達文書は、本部長、学校長、機動隊長及び署長が、所属の部下職員に</p>

対し、職務運営に関し指揮命令し、又は法令、規則、訓令等の解釈及び運用方針を指示するもので、その内容が永続的規範となるものとして作成された文書である。

- (2) 「『知能犯罪告訴・告発事件取扱要領』の一部改正について（通達）令和2年11月25日付け沖捜二第2846号」は、知能犯罪・告訴事件に係る捜査状況、相談状況等を正確に把握し、告訴・告発の受理・処理を迅速かつ適正に行うために定められ、従前から運用している取扱要領を平成22年2月5日付けで改正し、さらに令和2年11月25日付けで改正された一般通達文書である。一般通達文書は、本部長、部長又は所属長が、所属の部下職員に対し、職務運営の細目の事項について示達するもので例規以外の通達として作成された文書である。

これらの実施機関による説明に不合理及び不自然な点はなく、審査請求人の主張する平成14年7月24日に廃止された例規通達文書である「知能犯罪告訴・告発事件取扱要領」は、平成22年2月5日付けで改正された一般通達文書である「知能犯罪告訴・告発事件取扱要領」として復活したものではないことは、上記(1)及び(2)の説明のとおりである。文書はそれぞれがその制定経緯を異にしており、文書の種別及び内容も異なることは明らかであることから、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 135 号 概要

①件名	「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。平成27年度分）」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和2年9月7日（同日收受）
③実施機関	沖縄県教育委員会（教育庁学校人事課）
④決定年月日	令和2年9月23日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号に該当
⑦審査請求年月日	令和2年11月18日（令和2年11月24日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	部分開示決定処分を取り消し、変更するとの決定を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	<p>部分開示を受けた公文書の開示範囲は、条例及び関連判決等に照らし、違法な不開示部分を含むものである。</p> <p>(1) 加害教員の氏名について</p> <p>加害教員の懲戒処分等情報が識別できることは、「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」にあたらぬ。</p> <p>体罰を行った教員は、学校教育法違反の人権侵害行為である体罰という非違行為を行ったのであるから、「当該教諭が非違行為を行った、あるいはその疑いが濃厚であると同僚、知人等から誤認される」というのはおかしい。</p> <p>実施機関が自発的にどのような場合に被処分者の情報を公開しているかは、条例第7条第2号ただし書ウ括弧書「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」に該当するかどうかとは関係のない話である。</p> <p>(2) 校長等の氏名及び学校名等について</p> <p>個人情報として保護されるのは「公務員の氏名」にすぎないのであって、学校名や校長名その他、加害教員にとって「職務遂行の内容」や「職名」である情報までも不開示にできるとするのは、不当な拡張解釈であって認められない。そもそも学校名や校長名が明らかになっても、関連判決が前提とする一般人の基準からすれば、加害教員の特定はできない。</p>
⑩諮問年月日	令和3年1月18日（令和3年1月19日收受）
⑪答申年月日	令和4年7月27日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が部分開示とした、「外部情報に関する職員面談状況の報告について（提出）（平成27年11月17日）」等14件（以下「本件公文書」という。）のうち、別表に記載された「審査会の判断」において「開示」と記載の箇所については、開示すべきである。</p>

○審査会の判断

1 条例第7条第2号該当性について

審査会は実施機関に対し、不開示とした学校名や校長名等からどのように被害児童生徒特定に繋がるのか、また、加害教員に関する情報を不開示とした理由について説明を求めた。

実施機関からは、被害児童生徒の氏名以外の不開示とした情報を公にすることで、特に当該学校の保護者をはじめ地域住民においては、既に開示した情報と照合すること等により被害児童生徒が特定される可能性が極めて高いこと、また、体罰という事柄の性質上、被害児童生徒及びその保護者等に将来にわたり偏見その他の不利益が生じることを避ける必要があるとの説明があった。また、加害教員の情報については、当該加害教員個人が識別される、又は識別され得る情報であるとともに、当該加害教員が特定されることにより、被害児童生徒の特定にも繋がるおそれがあることから、不開示とする必要があるとの説明があった。

実施機関からの説明のとおり、本件において、児童生徒に関わりのある情報が公になることによって、被害児童生徒が特定され得ることについては極めて慎重な配慮がなされるべきことである。また、条例第7条第2号本文括弧書き「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」の解釈については、同号が「他の情報」とのみ規定するだけで、その範囲に限定を加えていないことからすると、一律に一般人が容易に入手できる情報とするのではなく、特定される公文書の性質によって、当該個人の関係者や近隣住民などが知り得る情報を含むものと解するのが相当と考えられる。

以上を踏まえ、本件公文書において実施機関が不開示とした情報について、次の分類によりそれぞれ不開示該当性について検討する。

(1) 加害教員に係る情報

ア 加害教員の氏名、私印

審査会において確認したところ、当該情報は条例第7条第2号ただし書ウの公務員等の「職務遂行に係る情報」に該当し、原則として開示すべきものと考えられるが、本件公文書においては、当該教員が職務遂行上行った非違行為により懲戒処分される程度の極めて不名誉な内容が記載されており、当該情報が公になった場合、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であり、当該教員の私生活上の権利利益を害するおそれがあると判断できる。また、当該情報を公にすることにより、他の情報と照合することにより被害児童生徒個人を特定することができるおそれがあることから、不開示が妥当であると判断できる。

イ 加害教員の年齢、生年月日

当該情報は条例第7条第2号本文で定める個人に関する情報であり、同項ただし書ウで定める「職務遂行に係る情報」ではないことが明らかであることから、不開示が妥当である。

ウ 加害教員の在校年数、担任する専攻科又は学年学級名

別表の文書番号（以下「文書番号」という。）3、9から13の加害教員の専攻科名及び加害教員の担任学級名については、当該情報を公にすることにより、既に公になっている情報及び本請求において開示された情報と照らし合わせた場合、被害児童生徒個人を特定することが可能であると認められることから、不開示が妥当である。

しかし、文書番号14の加害教員の担当学年については、他の情報と照合しても被害児童生徒個人や加害教員個人の特定には繋がらないことから、開示が妥当である。また、文書番号5、6、8の加害教員の在校年数については、学校名が特定された場合であっても、加害教員個人の特定に必ずしも繋がるとはいえず、また、被害児童生徒個人の特定には繋がらないことから、開示が妥当である。

(2) 被害児童生徒に係る情報

ア 被害児童生徒個人の氏名、性別、家族構成、住所、生年月日、保護者氏名及び電話番号、その他児童生徒の氏名

当該情報は条例第7条第2号本文で定める個人に関する情報であり、不開示が妥当である。

なお、実施機関は文書番号13のうち診断書について、被害児童生徒個人の氏名、生年月日、性別、住所以外の病名や加療期間等の情報を開示している。診断書記載の内容は、患者の極めて個人的な事柄であり、患者が同意した場合に開示あるいは提供が可能になるものである。被害児童生徒（同保護者）の同意がない以上、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、不開示とすべきであった。

イ 被害児童生徒の学年・学級・出席番号、所属する専攻科名

文書番号3、5から14について、学校名が特定された場合、当該情報を公にすることにより既に公になっている情報及び本請求において開示された情報と照らし合わせた場合、被害児童生徒個人を特定することが可能であると認められることから、不開示が妥当である。

(3) その他の情報

ア 文書記号、学校名、学校長印、校長氏名、教頭氏名、校長私印、学級担任氏名、校舎配置図（事件発生場所）

文書番号1、2、5から10については、当該情報を公にすることにより学校名が特定され得るものの、既に公になっている情報及び本請求において開示された情報と照らし合わせても、被害児童生徒個人を特定することは困難であることから、開示が妥当である。しかし、文書番号3、4、11から14について及び文書番号6の学級担任氏名については、既に公になっている情報及び本請求において開示された情報と照らし合わせた場合、被害児童生徒個人を特定することが可能であると認められることから、不開示が妥当である。

イ その他児童生徒の学年・学級、その他教員の専攻科名等、特定の専攻科教室名、事件発生場所（校舎配置図以外）、教育委員会職員氏名

文書番号9から13については、当該情報を公にすることにより、既に公になっている情報及び本請求において開示された情報と照らし合わせた場合、被害児童生徒個人を特定することが可能であると認められることから、不開示が妥当である。

しかし、文書番号14で不開示とされた教育委員会職員の氏名については、公務員の「職務遂行に係る情報」として開示されるべきである。

診断書に記載された医師の氏名及び私印については、当該医師の個人を特定する情報として不開示とすべきであった。

沖縄県情報公開審査会答申第 136 号 概要

①件名	「環境省が平成27年4月28日付けで全国の都道府県知事に対して発出している「環廃対発第1504281号」及び令和3年3月3日付けで全国の都道府県知事に対して発出している「環循適発第2103032号」において、同省が溶融固化施設を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている法的根拠が分かる公文書（都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等）」等2件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和3年5月26日（令和3年5月28日収受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和3年6月11日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和3年9月6日（令和3年9月8日収受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	国が都道府県知事に対して市町村に対する周知を求めている通知において、国が市町村に対して最終処分場の整備を求めている法的根拠も分からずに都道府県が国の通知に従って事務処理を行うことはできないため。また、国は法的根拠のない通知を都道府県知事に対して発出することはできないため。
⑩諮問年月日	令和3年12月17日（令和3年12月20日収受）
⑪答申年月日	令和4年7月27日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>審査会において環境省通知を確認したところ、環境省通知は「平成9年度から平成16年度までの間に、ごみ焼却施設の新設に当たり、溶融固化施設の設置を補助要件とした廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付を受けたものであって、整備後1年以上休止している溶融固化施設」について、当該施設を財産処分する際の環境省の承認に必要な条件等を定めたものであり、溶融固化施設の休止について最終処分場の整備を求める等の条件を定めているものではないことが認められた。</p> <p>なお、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）」によると、財産処分の種類は、転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄となっており、施設の休止は含まれていない。</p> <p>また、中城村北中城村清掃事務組合の溶融固化施設は、防衛省の補助金で整</p>

備された施設であることから、当該施設の財産処分や運用については、環境省通知は適用されず、防衛省の基準等が適用されるものであり、当該施設の財産処分に当たって環境省や県の承認等が必要とされるものではないものと考えられる。

よって、実施機関の説明に不合理・不自然な点はなく、本件審査請求文書は存在しないものと認められる。

沖縄県情報公開審査会答申第 137 号 概要

①件名	「特定の教諭の言動に係る聞き取り結果一覧」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 8 月 10 日（令和 3 年 8 月 11 日收受）
③実施機関	沖縄県教育委員会（学校人事課）
④決定年月日	令和 3 年 8 月 13 日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥決定理由	条例第 7 条第 2 号及び第 7 号に該当
⑦審査請求年月日	令和 3 年 9 月 9 日（令和 3 年 9 月 10 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書の開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	<p>当該教諭に対する懲戒免職は決定されており、それ以外の個人名は一部不開示として開示すればよい。</p> <p>公正かつ円滑な人事が確保されていれば、高校生を自死に追い込むことはなかった。県民が県職員の懲戒処分の適否、軽重の基準を知り、意見するのは県民としての当然の権利である。</p>
⑩諮問年月日	令和 3 年 11 月 25 日（令和 3 年 11 月 26 日收受）
⑪答申年月日	令和 4 年 8 月 25 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定の不開示部分のうち、文書の表題、表中の通し番号・項目・小見出し・日付については、開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>(1) 条例第 7 条第 2 号該当性について</p> <p>本件公文書のうち個人の氏名は、条例第 7 条第 2 号で規定する「個人に関する情報」に該当する。また、個人の氏名を除いた部分については、関係者が有する特定の事実に対し見聞きした体験に関する証言であり、その記述単独では必ずしも特定の個人を識別することができないが、当該情報に含まれる複数の記述等の組み合わせにより特定の個人が識別されうる情報であり、これを公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、同号で規定する「個人に関する情報」に該当し、当該情報を不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。ただし、特定の教諭の氏名については、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し開示が妥当である。</p> <p>(2) 条例第 7 条第 7 号該当性について</p> <p>関係者による証言内容は、証言者の所属や特定の個人との関係が推測できる情報が詳細に記載されており、証言者を推測することが可能であると認め</p>

られる。当該情報が公になった場合、特定の事案に関し被聴取者が自らの証言内容が記録された文書が開示されることをおそれ、事実を証言することをためらうおそれがある。そうすると、結果的に、実施機関で行う人事管理上必要な事実の把握が困難となり、公正かつ妥当な人事上の処分等を行うために必要な情報が十分に得られなくなるおそれがあると認められる。よって関係者による証言内容は条例第7条第2号に該当し、かつ、同条第7号エに該当する。

「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものにも該当するものと認められるため、不開示とした実施機関の決定は妥当である。ただし、本件公文書のうち、表題については、既に本件処分通知書において開示している情報であること、表中の通し番号・項目・小見出し・日付については、同規定の不開示情報にあたるとは言えないことから、開示が妥当である。

沖縄県情報公開審査会答申第 138 号 概要

①件名	「環境省が平成27年4月28日付けで全国の都道府県知事に対して発出している「環廃対発第1504281号」において、溶融固化施設の運用を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている理由が分かる公文書（沖縄県に対する環境省の通知、事務連絡等）」等2件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和3年6月29日（令和3年7月1日收受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和3年7月14日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和3年9月6日（令和3年9月8日收受）
⑧審査請求の趣旨（要旨）	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由（要旨）	国が都道府県知事に対して市町村に対する周知を求めている通知において、国が市町村に対して最終処分場の整備を求めている理由も分からずに都道府県が国の通知に従って事務処理を行うことはできないため。また、国は理由もなく都道府県知事に対して通知発出することはできないため。
⑩諮問年月日	令和3年12月17日（令和3年12月20日收受）
⑪答申年月日	令和4年9月12日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>(1) 審査会において環境省通知を確認したところ、当該通知は「平成9年度から平成16年度までの間に、ごみ焼却施設の新設に当たり、溶融固化施設の設置を補助要件とした廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付を受けたものであって、整備後1年以上休止している溶融固化施設」について、当該施設を財産処分する際の環境省の承認に必要な条件等を定めたものであり、溶融固化施設の休止について最終処分場の整備を求める等の条件を定めているものではないことが認められた。</p> <p>なお、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）」によると、財産処分の種類は、転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄となっており、施設の休止は含まれていない。</p> <p>よって、本件請求の対象とされる「環境省通知において市町村に対し最終処分場を求めている理由が分かる公文書」が存在しないとする実施機関の判断に不</p>

合理、不自然な点はないものと認められる。

- (2) 県が循環型社会形成推進交付金を交付するための事務については、補助金適正化法に基づく第1号法定受託事務であることが認められ、県が当該事務を行うに当たって最終処分場の整備等を求める根拠はないものと認められる。

また、廃棄物処理法第4条の規定により、一般廃棄物の処理に関する事業の実施は市町村の責務として規定されており、一般廃棄物に係る最終処分場の整備や熔融固化施設の整備についても、同法の規定による市町村の自治事務であることから、当該施設の整備や運用については市町村の判断によるものであり、補助金等の交付事務を根拠として県が市町村へ当該施設の整備等を求める権限はないものと認められる。

よって、実施機関の説明に不合理・不自然な点はなく、本件審査請求文書は存在しないものと認められる。

沖縄県情報公開審査会答申第 139 号 概要

①件名	「令和 3 年度実施 沖縄県公立学校教員候補者選考試験 第 2 次試験について緊急事態宣言下で、再延期せずに 9 月 4 日、5 日に実施することを決定した会議の議事録及び参加者名」等 3 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 9 月 10 日（同日收受）
③実施機関	沖縄県教育委員会（学校人事課）
④決定年月日	令和 3 年 9 月 21 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	請求内容に係る会議は開催されなかったため。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 9 月 24 日（令和 3 年 9 月 27 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	医療が崩壊し新型コロナに感染しても受診してもらえない生命権の危機にさらされている中、教員選考試験の 2 次試験が強行された。行政は文書主義の原則から説明責任を果たす責務がある。
⑨審査請求の理由(要旨)	緊急事態宣言のもと、知事は県民に対して、9 月 12 日まで都道府県間、離島との往来をやめるよう呼びかけていた。このような時期に、県は県外や離島からの受験者に P C R 検査の受検を呼びかけず、試験官・試験スタッフに P C R 検査の受検を義務づけず、第 2 次試験を実施している。受験者の多くが学校現場で働いており、中には妊婦もいれば持病がある人もいる。今回の処分は、文書主義の原則を、県民の生命に関する事案で踏みにじっている。
⑩諮問年月日	令和 3 年 12 月 20 日（同日收受）
⑪答申年月日	令和 4 年 10 月 25 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、結論において妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>審査会は実施機関に対し、第 2 次試験を令和 3 年 9 月 4 日及び 5 日に開催することをどのように決定したのか、受験者や試験官・案内係等、関係者に対する感染防止対策をどのように決定しどのように呼びかけたのか、確認を求めた。</p> <p>実施機関からは、次のとおりの説明があった。</p> <p>(1) 第 2 次試験は当初、令和 3 年 8 月 13 日から 15 日に実施することを予定していたが、同年 8 月 1 日に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から発出された「沖縄県緊急共同メッセージ」を受け、同月 11 日に実施機関関係者を委員とする教員候補者選考委員会を開催し、同年 9 月 4 日及び 5 日に延期することが決定された。</p> <p>(2) 令和 3 年 8 月 25 日に、第 2 次試験を延期せず実施することを実施機関に</p>

において調整し、確認した。当該調整は、教育庁学校人事課長等7名で行われた。ここで調整した内容について議事録等の文書は作成しなかった。

- (3) 第2次試験実施に当たり、受験者等関係者に対する感染防止対策についての会議等による調整は行っておらず、実施機関の担当者にて通知文案を作成し、文書決裁により、ホームページ上で公開し周知を行った。

実施機関は、第2次試験の実施については、(1)のとおり委員を招集し教員候補者選考委員会を開催し決定したが、その延期については同委員会の開催はなかったことから、「会議は開催されていないため、本件請求に係る文書は存在しない」と主張している。しかし、関係者を招集し議事録を作成するような会議は開催しなかったものの、(2)のとおり、実施機関において延期せずに実施するとの意思決定はなされていることが確認できた。また、(3)のとおり受験者等に対する感染防止対策についての会議の開催はなかったことが確認できた。

本件請求文書の記載内容を見ると、関係者を招集して行う会議のみを「会議」と捉えるのではなく、実施機関の担当者によって意思確認する打合せや調整もまた「会議」と捉えることができる。そのため、本件においては、開示請求制度の趣旨を踏まえ、実施機関が行う「会議」を幅広く捉えた上で、請求内容を確認し文書を特定するべきであった。

しかし、実施機関の説明のとおり(2)で行った実施機関における調整については、議事録は作成しておらず、参加者名が確認できる文書も存在しないことは明らかであり、(3)のとおり第2次試験の受験者等関係者の感染防止対策については会議を行っていないことから、審査会においても本件請求文書は存在しないことを確認した。

また、沖縄県教育委員会において議事録等を作成すべきとされている会議を確認したところ、地方教育行政法第14条に規定される教育委員会の会議や附属機関等の会議については、地方教育行政法や沖縄県教育委員会の方針により議事録等を作成すべきとされているが、実施機関の担当職員間で行う会議については、会議の内容により議事録の作成の要否を個別に判断しているとのことであった。

よって、実施機関による再検索の方法及び説明に不合理・不自然な点はなく、本件請求文書及びこれに相当する文書は存在しないものと認められる。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 140 号 概要

①件名	浦添市と中城村と北中城村が「ごみ処理の広域化」に当たって、浦添市と同様に最終処分場の整備と民間委託処分を行わずに最終処分ゼロを継続することを決定している理由が分かる公文書（県と浦添市と中城村と北中城村との会議録等）」等 2 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 7 月 5 日（令和 3 年 7 月 7 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和 3 年 7 月 20 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 9 月 6 日（令和 3 年 9 月 8 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	浦添市、中城村及び北中城村が進める「ごみの広域化」について、第一号法定受託事務として環境省の「循環型社会形成推進交付金」の事務処理を行っている県が、1 市 2 村が取り組む「ごみ処理方式」の考え方を知らずに適切な事務処理を行うことは不可能なため。
⑩諮問年月日	令和 3 年 12 月 17 日（令和 3 年 12 月 20 日收受）
⑪答申年月日	令和 4 年 10 月 25 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>廃棄物処理法第 4 条第 1 項では、市町村の責務として、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることや、一般廃棄物処理に関する事業の実施に当たって能率的な運営に努めなければならないこと等を定めている。</p> <p>一方、同条第 2 項では、都道府県の責務として、都道府県は、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることや、区域内の産業廃棄物の状況把握、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない旨定められている。</p> <p>さらに、同法第 6 条では、市町村は一般廃棄物処理計画を定めなければならないこと、計画を定めるに当たっては、関係する市町村の計画と調和を保つよう努めなければならないこととされている。</p> <p>廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月 21 日環境省告示第 7 号）において、市町村は、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他</p>

の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るよう努めるものとされており、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村に対する必要な技術的助言や、廃棄物処理の広域化にあたっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとされている。

これらの規定を踏まえ、審査会において、実施機関に対し本件請求に関し県の関与や助言について確認した。実施機関の説明によると、一般廃棄物処理は市町村の責務における自治事務であることを前提とし、浦添市、中城村及び北中城村が実施する事業についても当該自治体が主体となり、計画、決定、実施されることとなる。県は、県としての見解を市町村から求められた場合や照会等があれば助言等を行うことになるが、本件請求については自治事務の範囲内で当該自治体を取り決めている内容であり、県の関与や助言もなく、対象文書は存在しないということであった。

実施機関が本件請求文書に相当する文書を保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 141 号 概要

①件名	「県が令和 2 年度まで、国の財政的援助を受けて『ごみ処理施設』を整備している沖縄県の市町村（一部事務組合を含む）において、中城村・北中城村エリアを廃棄物処理法の基本方針に即して最終処分場の整備を行う必要がない地域であると判断していた理由が分かる公文書（県に対する中城村と北中城村の報告書、2 村に対する県の調査結果、環境省に対する県の報告書等）」等 2 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 7 月 13 日（令和 3 年 7 月 15 日収受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和 3 年 7 月 28 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 9 月 6 日（令和 3 年 9 月 8 日収受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	市町村長が民間業者に対して一般廃棄物の処分に対する許可を与える場合は、当該市町村において一般廃棄物の処分が困難であると認められる正当な理由が必要になるため。また、中城村・北中城村エリアは、平成時代から最終処分場の整備を行わずに他の市町村に一般廃棄物を搬出して民間委託処分を継続する「一般廃棄物処理計画」を策定しているため。
⑩諮問年月日	令和 3 年 12 月 17 日（令和 3 年 12 月 20 日収受）
⑪答申年月日	令和 4 年 10 月 25 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>廃棄物処理法第 4 条の規定により、一般廃棄物の処理に関する事業の実施は市町村の責務として規定されており、一般廃棄物に係る最終処分場の整備や溶融固化施設の整備についても、同法の規定による市町村の自治事務とされている。</p> <p>また、同法第 6 条第 1 項では一般廃棄物処理計画の策定について、同法第 7 条の規定では一般廃棄物処理業に対する許可について規定されており、それぞれ市町村の自治事務とされている。</p> <p>一方、同法第 6 条の 2 では、市町村が一般廃棄物の処理を市町村以外の者に委託する場合の基準を政令で定める旨規定されており、市町村が民間事業者等へ委託し、一般廃棄物の処理を行うことが認められている。</p> <p>実施機関の説明によると、廃棄物処理法第 4 条第 2 項により、都道府県は市</p>

町村に対し、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることとなっており、その技術的援助を与えるために必要な報告を求めることはあり得るが、報告義務があるものではないとのことである。

本件について、県は中城村、北中城村及び中城村北中城村清掃事務組合から、中城村・北中城村エリアに最終処分場の整備が必要ないという報告を受けておらず、また、県は当該地域に最終処分場の整備が必要ないという判断をする権限はなく、かつ判断を行った事実もないとのことであった。

さらに、中城村北中城村清掃事務組合の溶融固化施設は、防衛省の補助金で整備された施設であることから、当該施設の財産処分や運用については、同省の基準等が適用されるものであり、当該施設の財産処分に当たって県の承認や判断が必要とされるものではないと考えられる。

よって、上記廃棄物処理法の規定及び県の行使する権限に照らせば実施機関が本件請求文書に相当する文書を保有していないとする説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 142 号 概要

①件名	「市町村が策定する『ごみ処理基本計画』の対象区域に米軍施設（キャンプ瑞慶覧）を含めているにもかかわらず、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に従って『米軍ごみ』に対する収集運搬計画を策定していない北中城村において、県が、同法第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に従って『米軍ごみ』の適正な収集運搬が行われていると判断している法的根拠が分かる公文書（県と北中城村の会議録、県に対する北中城村の事務連絡、北中城村に対する県の事務連絡等）」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 7 月 14 日（令和 3 年 7 月 16 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和 3 年 7 月 29 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 9 月 6 日（令和 3 年 9 月 8 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づいて「米軍ごみ」に対する収集運搬計画を策定していない北中城村において、県が廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 2 号の規定に基づいて北中城村の村長が許可を与えている民間業者がキャンプ瑞慶覧から排出される「米軍ごみ」の収集運搬を行っている判断したため。
⑩諮問年月日	令和 3 年 12 月 17 日（令和 3 年 12 月 20 日收受）
⑪答申年月日	令和 4 年 12 月 12 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>廃棄物処理法第 4 条第 1 項では、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物処理に関する事業の実施に当たって能率的な運営に努めなければならないこと等、市町村の責務を定めている。また、同法第 6 条では、市町村は一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされ、第 6 条の 2 第 1 項は、市町村の同計画に従った一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、第 2 項は、市町村が行うべき一般廃棄物の処理に関する基準の定めについて規定している。</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は同法第 7 条により、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可が必要とされている。</p> <p>これらの規定から、一般廃棄物処理計画の策定並びに一般廃棄物の収集、運搬及び処分が市町村の自治事務であることを踏まえて、審査会において、実施</p>

機関に対し本件請求に係る公文書の保有の有無について確認した。

実施機関の説明によると、一般廃棄物処理は市町村の責務における自治事務となっており、県がこれらの事務に対して適正であるか適正でないかという判断は行っておらず、市町村の判断の下に一般廃棄物処理業の事務が行われているため、「米軍ごみ」の収集運搬が行われていると判断している法的根拠が分かる公文書は保有していないということであった。

実施機関が本件請求文書に相当する文書を保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 143 号 概要

①件名	「沖縄県において、北中城村と中城村北中城村清掃事務組合の『ごみ処理基本計画』の対象区域に含まれている米軍施設（キャンプ瑞慶覧）から排出される『米軍ごみ』の分別計画を策定している者と分別を行っている者と分別が行われている場所が分かる公文書」等 3 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 7 月 12 日（令和 3 年 7 月 14 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和 3 年 7 月 27 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 9 月 8 日（令和 3 年 9 月 13 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	環境整備課一般廃棄物班は「米軍基地関係一般廃棄物に関すること」を所掌事務としている。また、県は県が定めている「第四期廃棄物処理計画」において「米軍基地の廃棄物対策」を主要施策の一つとしている。請求した公文書は、県民のために保有していなければならない公文書である。
⑩諮問年月日	令和 3 年 12 月 21 日（同日收受）
⑪答申年月日	令和 4 年 12 月 12 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>廃棄物処理法第 4 条第 1 項では、市町村の責務として、市町村は一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めること等を定めている。</p> <p>一方、同条第 2 項では、都道府県の責務として、都道府県は、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることや、区域内の産業廃棄物の状況把握、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない旨定められている。</p> <p>審査会において、実施機関に確認したところ、当該案件に係る「米軍ごみ」は一般廃棄物に該当し、一般廃棄物の収集運搬業の許可や処分業の許可は、市町村長が許可権者となっているということであった。また、複数の市町村にまたがる米軍基地から排出される一般廃棄物の処理については、市町村間での調整により処理が行われることとなるが、市町村から県に市町村間の調整を求められた場合は、県として対応するということであった。</p> <p>本件については、県に対し市町村間の調整依頼や市町村からの資料提供もな</p>

く、対象文書は存在しないということであった。

実施機関が本件請求文書に相当する文書を保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 144 号 概要

①件名	「環境省が廃棄物処理法の基本方針に即して作成している『ごみ処理基本計画策定指針』に準拠して『ごみ処理基本計画』を策定していない市町村に対して、県が環境省の『循環型社会形成推進交付金』を交付するための事務処理を行う場合の必須要件が分かる公文書（都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等）。」等 3 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 7 月 16 日（令和 3 年 7 月 19 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和 3 年 8 月 2 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 9 月 8 日（令和 3 年 9 月 13 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	環境省の「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」及び補助金適正化法第 6 条第 1 項の規定により、県は、環境省による交付金の交付が法令に違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査しなければならないことになっているが、環境省が県と連携して交付金を交付している北中城村は審査請求人が県に対して公文書の開示請求を行っている市町村に該当しているため。
⑩諮問年月日	令和 3 年 12 月 21 日（同日收受）
⑪答申年月日	令和 5 年 1 月 25 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされ、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」では、市町村は、市町村の責務においてごみを管理し、適正な処理を確保するための基本となる「ごみ処理基本計画」の策定が求められている。</p> <p>また、市町村が循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けるためには循環型社会形成推進地域計画の作成が必要となっており、県は交付金交付の申請があった場合は、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領及び地域計画作成マニュアルに基づいて審査を行うこととなる。</p> <p>さらに、交付金交付に係る審査内容を確認したところ、審査請求人が開示を求める公文書の存在は確認できなかった。</p>

<p>実施機関が本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、これを保有していないとする説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。</p>
--

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 145 号 概要

①件名	「令和 2 年 4 月 1 日以降、特定の政策参与が知事との面談で使用した資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 10 月 12 日（同日收受）
③実施機関	沖縄県知事（知事公室秘書課）
④決定年月日	令和 3 年 10 月 25 日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥決定理由	条例第 7 条第 6 号に該当
⑦審査請求年月日	令和 3 年 11 月 15 日（令和 3 年 11 月 16 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	不開示決定処分を取り消し、公文書の開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	本件文書が開示されないと、政策参与の職務の成果が把握できず、公金の使い道として適切だったか検証できないため。
⑩諮問年月日	令和 4 年 1 月 17 日（令和 4 年 1 月 18 日收受）
⑪答申年月日	令和 5 年 1 月 25 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>実施機関は、本件公文書は、知事が県政の重要課題の解決に向けて施策等を検討するために政策参与が知事との面談で使用した資料であり、当該文書が公になると県の公式な見解と誤解・混同され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、率直な進言、意見交換が不当に損なわれるおそれがあることとして、条例第 7 条第 6 号に該当することを根拠に不開示としている。</p> <p>実施機関の説明によると、政策参与の知事への進言は不定期で実施し、面談は通常、知事及び政策参与が対面で実施しているとのことであった。特定の政策参与に関しては、就任以来、審査請求までに、オンラインによる面談 1 回を含む合計 7 回、知事と面談を行ったとのことである。</p> <p>審査会において、本件公文書である面談資料全 7 回分について確認したところ、当該文書は、政策参与が担当する特定分野についての取り組みに係る提案資料であることが認められた。</p> <p>政策参与の職務に照らせば、政策参与の知事への進言は、知事が県政の重要課題の解決に向けて政策等を検討するために行われ、実際の政策等に反映させるか否かは知事の判断であり、政策参与が知事との面談で使用する資料は内部検討資料として位置づけられるものである。こうした内部検討資料が公になると県の公式な見解と誤解・混同され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそ</p>

れがあるとともに、政策参与の率直な進言、知事との意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められる。よって、実施機関が本件公文書を不開示とした判断は妥当である。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 146 号 概要

①件名	「中城村北中城村清掃事務組合が防衛省（旧那覇防衛施設局）の補助金を利用して青葉苑を整備するとき、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書（県と組合の会議録、組合に対する県の事務連絡等）。」等 3 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 7 月 19 日（令和 3 年 7 月 21 日収受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和 3 年 8 月 4 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 9 月 8 日（令和 3 年 9 月 13 日収受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	法制度上、県が中城村北中城村清掃事務組合に対して技術的援助を与えていなかったことは考えられないことであり、県が同組合に対して技術的援助を与えていなかった場合は、県が廃棄物処理法第 4 条第 2 項の規定に基づいて市町村（一部事務組合を含む）に対して市町村が同法第 4 条第 1 項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めていなかったことになるため。
⑩諮問年月日	令和 3 年 12 月 21 日
⑪答申年月日	令和 5 年 3 月 13 日（令和 5 年 4 月 24 日訂正）
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>廃棄物処理法第 4 条第 1 項では、市町村の責務として、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることが定められている。</p> <p>一方、同条第 2 項では、都道府県の責務として、都道府県は、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることが定められている。</p> <p>上記規定を踏まえ、審査会において、実施機関に対し本件請求に関し県の技術的援助の有無について確認した。実施機関の説明によると、一般廃棄物処理は市町村の責務における自治事務であり、県は、市町村から県としての見解を求められた場合や照会等がなされた場合については、助言等の技術的援助を行うことになる。本件請求に記載のある、中城村北中城村清掃事務組合が防衛省（旧那覇防衛施設局）の補助金を利用して青葉苑を整備するとき、同組合が青葉苑の供用を開始するとき、及び同組合が平成 29 年 12 月から米軍施設（キャ</p>

ンプ瑞慶覧) から排出される「米軍ごみ」の処理に着手するときに、県は技術的援助は求められておらず、県の関与や助言も行っていないということであった。また、当該施設は防衛省の補助金で設置された施設であり、施設運用等における県の直接的な関与はなく、対象文書は存在しないということであった。

実施機関が本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、これを保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 147 号 概要

①件名	「COVID-19感染者のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和3年3月26日（令和3年3月29日收受）
③実施機関	沖縄県知事（保健医療部感染症総務課）
④決定年月日	令和3年5月20日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号に該当
⑦審査請求年月日	令和3年5月13日（令和3年5月14日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開法及び沖縄県情報公開条例の遵守を求める ・当該開示請求に対する処分について条例第9条の適用の是非並びに適用範囲 ・沖縄県選挙管理委員会や市町村選管、沖縄県病院事業局への情報提供の是非
⑨審査請求の理由(要旨)	開示請求を3月26日に行い、3月30日に受理されるが、未だ決定の通知がない。また、本請求を通し、知事の裁量範囲やSARS-CoV-2対策を行う際の目的外利用の許容範囲を示されるよう審査会に諮問していただきたい。
⑩諮問年月日	令和3年12月21日（令和3年12月22日收受）
⑪答申年月日	令和5年3月22日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>本件処分は、特定公文書「新型コロナウイルス感染症患者行動調査票」の内容のうち、患者氏名、感染リスクの高い同行者の氏名については、特定の個人を識別できる情報であること、行動歴については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であることを理由として、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断され、条例第11条第1項により公文書の一部を開示することを決定したものである。</p> <p>1 開示請求に係る不作為について</p> <p>条例第12条第1項では、実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならないとされているが、同条第2項では、実施機関において事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求者に対し遅滞なく書面により通知した上で、30日以内に限り延長することができるとしている。また、条例第13条では、開示決定等の期限の特例を定めており、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うこと</p>

により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に、開示決定等をすれば足りるとしている。同条適用の場合においては、実施機関は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知し、開示請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定等を行い、相当の期間内に、残りの部分について開示決定等を行うことが必要となっている。

上記規定を踏まえて審査会で確認したところ、本件においては、開示請求のあった令和3年3月29日から起算して47日目に審査請求があり、53日目に実施機関において本件処分が行われている。実施機関において条例第12条第2項又は第13条の規定による開示決定等の期限の延長等が行われていないことから、審査請求人の主張のとおり、実施機関における開示決定等の処分の遅延が認められる。この点については実施機関の弁明においても、開示決定の遅延につき実施機関自らが不適切であることを認めており、審査会としては、条例の規定に基づく適正な処理がなされるべきであったと判断する。

2 条例第7条第2号該当性について

審査会において本件公文書を確認したところ、当該公文書は個人の行動記録であることが確認でき、実施機関が不開示とした患者氏名及び感染リスクの高い同行者氏名については個人が特定される情報に該当し、時刻、場所行動歴については他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められるため、条例第7条第2号の個人に関する情報であることを理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 公益上の理由による裁量的開示について

条例第9条の規定は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と定めている。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要があると認められる場合を意味する。条例第9条の適用における公益上の必要性の認定については、実施機関の裁量が認められている。

本件における不開示の判断に関して、実施機関が県の公表基準である「新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）公表基準（令和3年3月26日保健医療部長決定）」に従い、個人情報の保護と公益性を考慮した上で裁量的開示を行わず、一部の情報を不開示とした判断は妥当である。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

Ⅲ 情報提供の状況

情報提供には、県の各課所等が行う①刊行物等の発行、②報道機関への発表、③県民の求めに応じた相談・案内等、様々な形がある。

行政情報センターでは、平成2年4月に開設して以来、主に沖縄県が作成した行政資料を収集・管理し、県民の閲覧に供している。また、窓口には行政資料専門員を配置し、利用者の案内・相談にあたりるとともに、行政資料検索システムによる資料の検索等を行っている。

1 行政情報センターの概要（令和5年3月31日現在）

- (1) 行政資料……………18,956点（内訳は表2参照）
- (2) 面積……………254㎡
- (3) カウンター……………行政資料案内、情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口
- (4) 配架新聞……………琉球新報、沖縄タイムス、宮古新報、宮古毎日新聞
八重山毎日新聞、日本経済新聞
- (5) 閲覧コーナー……………テーブル3台、新聞閲覧台2台、椅子22脚
- (6) ビデオ等コーナー……………ビデオ15本、CD-R149枚（資料付録は含まず）、
CD3枚、DVD86枚、カセット0本
テーブル2台、椅子8脚
- (7) コピーコーナー……………コイン式
〈平成13年11月料金改定〉
（1枚 白黒 10円〈用紙サイズA3版まで〉
カラー 80円〈A3版〉
50円〈A4、B4、B5版〉）
- (8) ロッカー……………コイン式15個（100円 使用後返戻式）

2 行政情報センター等の利用状況

行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナーの年度別の利用者数及びコピーサービスの状況は、次のとおりである。

表1 年度別利用者数及びコピーサービス実績

(単位：人、枚)

窓口区分	年度 内訳	平成	平成	令和	令和	令和
		30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
本庁（行政情報センター）	利用者	6,540	6,621	3,940	3,623	3,508
	コピーサービス	31,762	26,512	16,682	15,036	21,444
（宮古行政情報コーナー）	利用者	15	20	32	26	21
（八重山行政情報コーナー）	利用者	6	11	20	17	29
計	利用者	6,561	6,652	3,992	3,666	3,558
	コピーサービス	31,762	26,512	16,682	15,036	21,444

注 本庁（行政情報センター）においては、有料の複写機を設置している。

3 配架行政資料

行政情報センターでは、「沖縄県行政資料収集管理規程」及び「沖縄県行政資料の収集管理に関する事務処理要領」に基づき、主に沖縄県が作成した行政資料を収集して、下表のとおり分類・整理し、配架している。

当該行政資料の検索に資するため、毎年度「沖縄県刊行物目録」を作成しており、平成18年7月からは「沖縄県行政資料目録検索システム」の構築により、沖縄県のホームページ上で検索が可能である。

表2 行政資料分類別一覧表

(令和5年3月31日現在)

分類名	内容	点数
総記	年鑑・名鑑・基地関係	1,305
人口・土地	人口・土地利用対策基本計画	279
行政	行政計画・財政・税制	4,185
法令	判例体系・現行法規総攬	80
国際交流	国際交流全般・移民関係	224
経済	経済政策・金融	711
防災・安全	消防・災害・交通安全	325
資源・エネルギー	石油・ガス・水資源	234
運輸・通信	陸(海)運・航空・情報通信	146
建設	道路・都市計画・河川・港湾	753
生活	消費生活	261
社会福祉	福祉全般・社会保険	940
自然・環境	気象・公害・自然保護	758
健康・医療	医療・疾病・薬事・食品衛生	1,112
農林水産業	農林水産業全般・ミバエ	2,288
商工業	商工業全般・リゾート・観光	1,300
労働	雇用・賃金・職業訓練	815
教育・文化	学校教育・社会教育・イベント	2,552
統計	各種統計	253
その他	ビデオ・DVD・CD・CT・CD-ROM	435
合計		18,956

〈個人情報保護制度〉

I 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度のあらまし

近年の情報化の飛躍的な進展は、単に生産性の向上や省資源、省力化といった産業・経済の面におけるメリットのみならず、日常生活の面においても各種カード類や通信・情報機器の普及等を通じ、便利さと豊かさをもたらしました。

反面、情報化によりデータの大量かつ迅速な処理が可能になったことに伴い、個人に関する情報が広範に取り扱われるようになり、また、個人の間には「自己の情報が予期しない形で収集、利用されているのではないか」、「誤った情報が広く利用されているのではないか」等の不安感・不快感が生じており、これに対する対策が求められるようになってきました。

このような個人情報の取扱いに関する不安を取り除き、個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取り扱いについて基本的なルールを創る必要があります。

これを制度化したのが個人情報保護条例であり、沖縄県では平成6年10月に「沖縄県個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定し、平成7年4月から全面施行しました。

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関係5法が制定されたことに伴い、沖縄県においても、法の趣旨を踏まえ、制度の充実を図るために、平成17年3月に条例の全部改正を行いました。

改正後の条例は平成17年4月から一部施行され、平成18年4月から公安委員会と警察本部長が実施機関に加わり、全面施行されました。

以降の改正経緯

- (1) 平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたことに伴い、個人番号を含んだ特定個人情報の適正な取扱いに必要な措置を規定するため、平成27年10月に条例を改正（平成27年10月施行、ただし、利用制限、任意代理人による開示等は平成28年1月1日施行、情報提供等記録関係規定は平成29年5月30日施行）。
- (2) 平成26年6月に「行政不服審査法」が全面改正（不服申立ての手続きについて、上級行政庁がない場合は「異議申立て」、上級行政庁がある場合は「審

査請求」であったものが「審査請求」に一元化)されたことに伴い、平成27年12月に条例を改正(平成28年4月1日施行)。

- (3) 平成27年9月の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正を踏まえ、情報提供等記録、小規模取扱事業者に係る規定について、平成29年2月に条例を改正(平成29年5月30日施行)。
- (4) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、文書、図画若しくは電磁的記録及び個人識別符号(指紋データ、旅券番号等)が個人情報に含まれることを明確化するため、平成29年7月に条例を改正(平成29年7月25日施行)。
- (5) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報(要配慮個人情報)を明確化し、個人情報取扱事務登録簿への記載や収集を制限するため、平成30年12月に条例を改正(平成31年7月1日施行)。
- (6) 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、地方独立行政法人を実施機関として新たに加えるため、令和2年12月に条例を改正(令和3年4月1日施行)。

なお、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正され、従来、地方公共団体がそれぞれ実施していた個人情報保護制度について、令和5年4月1日からは全国で共通の制度が導入されることになりました。

沖縄県では、この令和3年の法改正に対応するため、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の施行に関し必要となる事項を定める「個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年沖縄県条例第54号)」を制定し、「沖縄県個人情報保護条例」を廃止しました(令和5年4月1日施行)。

また、廃止する「沖縄県個人情報保護条例」に規定する沖縄県個人情報保護審査会を引き続き設置するため、「沖縄県個人情報保護審査会設置条例(令和4年沖縄県条例第55号)」を制定しました(令和5年4月1日施行)。

「個人情報の保護に関する法律施行条例」では、法が条例に委任した事項や、

県の内部手続き等について規定しています。

(主な内容)

- (1) 開示請求における不開示情報の範囲
- (2) 開示決定等の期限
- (3) 開示請求に係る手数料
- (4) 行政機関匿名加工情報の利用に係る手数料
- (5) 個人情報保護審査会への諮問
- (6) 運用状況の公表

2 沖縄県個人情報保護制度の特色（令和4年3月31日まで）

- (1) 前文を設け、条例制定の背景を述べるとともに、基本的人権の保障及び個人の尊重の理念とも相通ずる「個人の権利利益の保護」という条例の理念を示しています。
- (2) 県の機関（実施機関）が保有する個人情報について、収集、管理、利用・提供等、個人情報取扱いの全ての段階にわたる総合的な保護制度としています。
- (3) 県の機関（実施機関）が保有する個人情報について、個人情報の本人が自己の情報を知り、かつ、その訂正及び利用停止を求める権利を創設しています。
- (4) 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理されるものを含め、全ての個人情報を対象としています。
- (5) 個人情報の保護に関する民間事業者の責務を明らかにし、個人情報保護のための民間部門の自主的な対応の促進を図っています。
- (6) 民間事業者が個人情報を不適正に取り扱っている場合には、知事が当該事業者に対し、必要な調査を行い、指導及び助言を行います。
- (7) 制度を適切・公正に運用するため、知事の附属機関として学識経験者等で構成する「沖縄県個人情報保護審査会」を設置しています。
- (8) 県の機関（実施機関）の職員等が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を提供又は盗用したとき並びに秘密を漏らした場合は処罰します。

3 沖縄県個人情報保護条例の概要

第1章 総則

(1) 目的（第1条）

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関（実施機関）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

(2) 個人情報・要配慮個人情報・特定個人情報（第2条第1項、第2項、第4項）

ア 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則等で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

ウ 「特定個人情報」とは、個人情報のうち番号法第2条第8項に規定するものをいう。

(3) 保有個人情報・保有特定個人情報（第2条第3項、第5項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報又は特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(4) 実施機関（第2条第7項）

この制度を実施する県の機関は、次の15機関である。

- | | | |
|--------|----------|--------|
| ・知事 | ・教育委員会 | ・公安委員会 |
| ・警察本部長 | ・選挙管理委員会 | ・監査委員 |

- ・人事委員会
- ・労働委員会
- ・収用委員会
- ・海区漁業調整委員会
- ・内水面漁場管理委員会
- ・公営企業の管理者
- ・病院事業の管理者
- ・公立大学法人沖縄県立芸術大学
- ・公立大学法人沖縄県立看護大学

(5) 個人情報保護についての責務

ア 実施機関の責務（第3条）

実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

イ 事業者（県出資法人を含む）の責務（第4条）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

ウ 県民の責務（第5条）

県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら自己の個人情報の保護に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧（第6条）

実施機関は原則として個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(2) 個人情報の収集の制限（第7条）

ア 個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

イ 要配慮個人情報は原則として収集してはならない。

ウ 個人情報は原則として本人から収集しなければならない。

(3) 個人情報の利用及び提供の制限（第8条）

原則として、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提

供してはならない。

(4) 保有特定個人情報の利用及び提供の制限（第8条の2）

原則として、人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外に利用してはならない。また、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。（※「保有特定個人情報」は、番号法で規定されているため。）

(5) オンライン結合による保有個人情報の提供の制限（第9条）

原則として、公益上の必要があり、かつ必要な保護措置が講じられている場合以外は保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を提供してはならない。

(6) その他の義務

ア 適切な管理（第10条）

イ 委託等に関する措置（第11条）

ウ 従事者の義務（第12条）

実施機関の職員等は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3章 開示、訂正及び利用停止

(1) 開示請求権（第13条）

何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できる。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

(2) 開示請求の手続（第14条）

保有個人情報開示請求書を提出し、自己が開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

(3) 保有個人情報の開示義務・不開示情報（第15条）

条例では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。不開示情報の類型は、次のとおりである。

ア 法令秘情報（第1号）

法令等の規定により、開示することができないと認められる情報。

イ 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報（第2号）

当該個人情報を開示することにより、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報。

ウ 第三者の個人情報（第3号）

当該個人情報に開示請求権者以外の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が含まれるとき。ただし、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる場合等は除く。

エ 法人等に関する情報（第4号）

当該個人情報に法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより当該法人等、又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

オ 公共の安全等に関する情報（第5号）

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報。

カ 評価等に関する情報（第6号）

診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であり、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの。

キ 審議、検討等に関する情報（第7号）

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるお

それ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

ク 事務又は事業に関する情報（第8号）

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ケ 本人の利益と相反する情報（第9号）

未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）による開示請求に係る保有個人情報であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの

(4) 部分開示（第16条）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(5) 裁量的開示（第17条）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(6) 保有個人情報の存否に関する情報（第18条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(7) 開示決定等の期限（第20条）

実施機関は、原則として15日以内に開示可否の決定を行わなければならない。やむを得ない理由がある場合には、さらに30日延長することができる。

(8) 口頭開示請求制度（第26条）

資格試験・採用試験の結果等、実施機関があらかじめ定めた個人情報に

については、口頭による開示の請求ができる。

(9) 訂正請求権（第29条）

何人も、開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求できる。

※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

(10) 利用停止請求権（第37条、第37条の2）

何人も、開示を受けた自己情報が、収集制限の規定に違反して収集されたと認めるとき等は、その利用停止を請求できる。

※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

(11) 審査請求（第42条の2～46条）

審査請求の対象

- ・ 開示請求に対する決定
- ・ 訂正請求に対する決定
- ・ 利用停止請求に対する決定
- ・ 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(1) 指導及び助言（第47条）

知事は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずることができるように、指導及び助言を行うものとする。

(2) 指針の作成及び公表（第48条）

知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（ガイドライン）を作成し、公表するものとする。

第5章 個人情報保護審査会

(1) 設置及び組織（第50条）

ア 規定に基づく諮問案件の調査審議

イ 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

ウ 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、若しくは建議することができる。

(2) 調査審議手続の非公開（第55条）

沖縄県個人情報保護審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第6章 雑則

- (1) 苦情の処理（第59条）
- (2) 国及び他の地方公共団体との協力（第60条）
- (3) 条例の運用状況の公表（第61条）

第7章 罰則（第63条～第67条）

実施機関等の職員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された公文書等を提供したとき等は処罰される。

II 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報の開示請求等の受付状況

令和4年度における開示請求は、前年に比べて0.6%増の1,561件であった。

口頭による開示請求は、県職員採用試験等の試験結果に関するものである。

表1 個人情報の開示等の受付状況

(単位：件)

区分	開示請求			訂正請求	利用停止 請求	苦情申出 (実施機関)	苦情相談 (事業者)	
	文書	口頭	計					
平成30年度	本庁 行政情報センター	52	1,544	1,596	0	0	0	0
	出先機関	22	950	972	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	134	-	134	0	0	0	0
	合計	208	2,494	2,702	0	0	0	0
平成31年度 (令和元年度)	本庁 行政情報センター	54	1,337	1,391	0	0	2	2
	出先機関	98	1,150	1,248	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	120	-	120	2	0	0	0
	合計	272	2,487	2,759	2	0	2	2
令和2年度	本庁 行政情報センター	42	1,551	1,593	0	0	0	0
	出先機関	47	908	955	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	121	-	121	0	0	0	0
	合計	210	2,459	2,669	0	0	0	0
令和3年度	本庁 行政情報センター	117	833	950	0	0	1	2
	出先機関	53	411	464	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	71	-	71	1	0	0	0
	公立大学法人 県立芸術大学	0	67	67	0	0	0	0
	合計	241	1,311	1,552	1	0	1	2
令和4年度	本庁 行政情報センター	59	737	796	0	0	1	3
	出先機関	32	600	632	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	58	-	58	0	0	0	0
	公立大学法人 県立芸術大学	3	43	46	0	0	0	0
	公立大学法人 県立看護大学	2	27	29	0	0	0	0
	合計	154	1,407	1,561	0	0	1	3

(注) 1 口頭による開示請求については、各担当課等で受け付けた件数を行政情報センターに計上している。

2 警察本部、公安委員会の件数は、警察情報センターとして計上している。

2 個人情報の実施機関別開示請求状況

実施機関別の開示請求は、人事委員会の710件が最も多く請求全体の45.5%を占め、次いで教育委員会の605件で請求全体の38.8%となっている。

表2 実施機関別開示請求状況

(単位：件)

実施機関	区分	平成30年度			平成31年度（令和元年度）			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計
知事	知事公室	2		2				1		1			4		4	
	総務部	10		10	6		6	2	1	3	10	1	11			
	企画部	1		1	3		3	1		1		1	1		1	
	環境部		1	1	1	3	4	1	4	5	2	4	6	4	4	
	子ども生活福祉部	23		23	26		26	15		15	27		27	22	22	
	保健医療部	12	97	109	90	102	192	39	46	85	45	46	91	21	35	56
	農林水産部							1		1	1	40	41	1	1	
	商工労働部	2	17	19		18	18	1	9	10		15	15		11	11
	文化観光スポーツ部		39	39	1	64	65		13	13						
	土木建築部	12		12	10		10	4		4	7		7	4	4	
出納事務局										1		1				
小計	62	154	216	137	187	324	65	73	138	93	107	200	57	46	103	
教育委員会	5	863	868	3	1,029	1,032	5	889	894	10	408	418	6	599	605	
選挙管理委員会													1	1		
人事委員会	3	1,472	1,475	10	1,267	1,277	17	1,491	1,508	58	724	782	23	687	710	
監査委員										1		1				
労働委員会				1		1							1	1		
収用委員会	2		2				2		2				2	2		
海区漁業調整委員会																
内水面漁場管理委員会																
公営企業者の管理																
病院事業者の管理	2	5	7	1	4	5		6	6	8	5	13	1	5	6	
公安委員会	1		1	6		6	10		10							
警察本部長	133		133	114		114	111		111	71		71	58	58		
公立大学法人 県立芸術大学											67	67	3	43	46	
公立大学法人 県立看護大学													2	27	29	
合計	208	2,494	2,702	272	2,487	2,759	210	2,459	2,669	241	1,311	1,552	154	1,407	1,561	

3 口頭開示実施状況

表3 口頭開示実施状況

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R4)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
1	職員選考採用試験	総務部	一次試験及び二次試験	0
	総合順位 (不合格者のみ)	人事課	合格発表の日から1年間	
2	行政書士試験	企画部	令和5年1月25日 ～	0
	総合得点	市町村課	令和5年2月24日	
3	狩猟免許試験	環境部	令和4年9月30日 ～	0
	知識試験及び技能試験の総得点	自然保護課	令和4年10月28日	
4	クリーニング師試験	保健医療部	令和4年9月26日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和4年10月25日	
5	調理師試験	保健医療部	令和5年1月12日 ～	15
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和5年2月8日	
6	ふぐ処理師試験	保健医療部	未実施	-
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課		
7	製菓衛生師試験	保健医療部	令和4年5月31日 ～	2
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和4年6月27日	
8	毒物劇物取扱者試験	保健医療部	令和4年9月2日 ～	2
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和4年9月8日	
9	登録販売者試験	保健医療部	令和5年1月18日 ～	16
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和5年2月17日	
10	農薬管理指導士認定試験	農林水産部	令和4年12月15日 ～	0
	総合得点	営農支援課	令和5年1月14日	
11	農業機械士認定試験	農林水産部	令和5年2月22日 ～	0
	筆記試験の得点	糖業農産課	令和5年3月22日	
12	家畜人工授精講習会修業試験	農林水産部	令和4年4月1日 ～	0
	筆記試験の得点	畜産課	令和5年3月31日	
13	農業大学校入学試験	農林水産部	令和5年2月24日 ～	0
	筆記試験の総合得点及び科目別得点	農業大学校	令和5年3月23日	
14	砂利採取業務主任者試験	商工労働部	令和4年11月30日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	令和4年12月5日	
15	採石業務管理者試験	商工労働部	令和4年11月4日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	令和5年1月4日	
16	技能検定試験	商工労働部	令和4年9月30日～10月28日	4名 (前期) 6名 (後期)
	科目別得点	労働政策課	令和5年3月10日～4月7日	

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室等 (R4)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
17	技能検定試験	商工労働部	令和4年9月30日～10月28日	0
	科目別得点	宮古事務所	令和5年3月10日～4月7日	
18	技能検定試験	商工労働部	令和4年9月30日～10月28日	0
	科目別得点	八重山事務所	令和5年3月10日～4月7日	
19	職業訓練指導員試験	商工労働部	令和4年11月24日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	労働政策課	令和4年12月26日	
20	委託訓練生選考試験	商工労働部	令和4年5月24日 ～	1
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和5年3月31日	
21	職業能力開発校入校試験	商工労働部	令和4年9月9日 ～	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和5年3月31日	
22	職業能力開発校修了試験	商工労働部	令和4年9月14日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和5年2月24日	
23	技能照査	商工労働部	令和5年2月9日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和5年3月8日	
24	第二種電気工事士養成施設修了試験	商工労働部	令和5年3月10日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和5年4月9日	
25	ガス溶接技能講習修了試験	商工労働部	令和4年10月20日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和5年4月5日	
26	車両系建設機械運転技能講習修了試験	商工労働部	令和4年7月14日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和5年1月26日	
27	液化石油ガス設備士養成施設修了試験	商工労働部	未実施	-
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校		
28	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	令和4年4月1日 ～	187
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和5年3月31日	
29	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	令和4年4月1日 ～	50
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和5年3月31日	
30	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	令和4年4月1日 ～	20
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和5年3月31日	
31	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	令和4年4月1日 ～	181
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和5年3月31日	
32	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	令和4年4月1日 ～	49
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和5年3月31日	
33	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	令和4年4月1日 ～	8
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和5年3月31日	

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R4)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
34	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	5
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課		
35	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	11
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		
36	沖縄県警察官採用試験	人事委員会 総務課	(警察官A)	21
			令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	
	(警察官A臨時)		—	
	未実施			
第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	(警察官B)	22		
	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日			
37	沖縄県警察官採用試験	人事委員会 総務課	(警察官A)	67
			令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	
	(警察官A臨時)		—	
	未実施			
第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	(警察官B)	66		
	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日			
38	沖縄県教育委員会職員(学芸員、専門員)採用選考試験	教育委員会	未実施	—
	試験の総合得点及び順位	教育庁総務課		
39	沖縄県教育委員会職員(船員)採用選考試験	教育委員会	令和4年12月8日 ～ 令和5年2月16日	0
	試験の総合得点及び順位	教育庁学校人事課		
40	沖縄県立中学校の入学決定	教育委員会	令和5年1月10日 ～ 令和5年2月6日	0
	適性検査、学校独自検査(沖縄県立中学校入学決定方針(平成18年6月21日付け沖縄県教育委員会決定))及び作文の得点並びに合計得点	各県立中学校		
41	沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学選抜	教育委員会	令和4年4月1日 ～ 令和4年5月2日	594
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立高等学校	令和5年3月30日 ～ 令和5年3月31日	
42	沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科(漁業科・機関科・無線通信科)入学選抜	教育委員会	令和4年12月15日 ～ 令和5年1月13日	0
	学力検査の教科別得点及び合計得点	沖縄県立沖縄水産高等学校		

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室等 (R4)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
43	沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜検査	教育委員会 各県立高等特別支援 学校	令和5年3月30日 ～ 令和5年3月31日	5
	学力検査等の検査別得点及び合計得点			
44	職員選考採用試験（第1回薬剤師）	病院事業局	令和4年6月14日 ～	0
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課	令和4年7月13日	
45	職員選考採用試験（看護師等）	病院事業局	令和4年8月23日 ～	5
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課	令和4年9月22日	
46	職員選考採用試験（第2回薬剤師）	病院事業局	令和4年12月27日 ～	0
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課	令和5年1月26日	
47	職員選考採用試験（第3回病院審理）	病院事業局	令和5年3月14日 ～	0
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課	令和5年3月31日	
48	職員選考採用試験（管理栄養士等）	病院事業局	令和4年12月2日 ～	0
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課	令和5年1月1日	
49	令和4年度沖縄県立芸術大学入学試験（学校推薦型選抜、一般選抜試験）	沖縄県立芸術大学	令和4年4月15日 ～	40
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和4年5月16日	
50	令和5年度沖縄県立芸術大学入学試験（学校推薦型選抜試験）	沖縄県立芸術大学	令和4年12月23日 ～	3
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和4年12月28日	
51	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院造形芸術研究科9月試験）	沖縄県立芸術大学	令和4年10月3日 ～	0
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和4年11月7日	
52	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院造形芸術研究科2月試験）	沖縄県立芸術大学	令和5年3月6日 ～	0
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和5年4月3日	
53	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院音楽芸術研究科）	沖縄県立芸術大学	令和4年11月14日 ～	0
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和4年12月13日	
54	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院芸術文化学研究科（後期博士課程））	沖縄県立芸術大学	令和4年4月9日 ～	0
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和4年5月11日	
55	公立大学法人沖縄県立芸術大学職員採用試験	沖縄県立芸術大学	未実施	-
	第1次試験の得点及び評価	総務課		
56	公立大学法人沖縄県立芸術大学職員採用試験	沖縄県立芸術大学	未実施	-
	第2次試験の得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		
57	沖縄県立看護大学入学試験（一般選抜試験）	沖縄県立看護大学	令和4年4月25日 ～	27
	試験の得点及び合計点	学務課	令和4年5月24日	

- 整理番号1～27は、令和元年7月16日沖縄県告示第266号
- 整理番号28～37は、平成18年3月28日沖縄県人事委員会告示第1号
- 整理番号38～43は、平成20年11月21日沖縄県教育委員会告示第20号
- 整理番号44～48は、平成18年8月29日沖縄県病院事業局告示第6号
- 整理番号49～56は、令和3年4月1日「口頭により開示請求をすることができる個人情報」（公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長）
- 整理番号57は、令和4年4月1日「口頭により開示請求をすることができる個人情報」（公立大学法人沖縄県立看護大学理事長）

4 個人情報の請求処理状況

(1) 開示請求

表4 開示請求の処理状況

(単位:件)

	平成30年度			平成31年度(令和元年度)			令和2年度			令和3年度			令和4年度				
	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計		
請求件数	208	2,494	2,702	272	2,487	2,759	210	2,459	2,669	241	1,311	1,552	154	1,407	1,561		
処理状況	決定内容	開示	61	2,494	2,555	124	2,487	2,611	72	2,459	2,531	68	1,311	1,379	32	1,407	1,439
		部分開示	137	0	137	124	0	124	132	0	132	163	0	163	111	0	111
		不開示	8	0	8	7	0	7	6	0	6	3	0	3	5	0	5
		不存在	37	0	37	21	0	21	4	0	4	14	0	14	13	0	13
		小計	243	2,494	2,737	276	2,487	2,763	214	2,459	2,673	248	1,311	1,559	161	1,407	1,568
	取下げ	0	0	0	3	0	3	3	0	3	5	0	5	2	0	2	
	検討中	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	243	2,494	2,737	280	2,487	2,767	217	2,459	2,676	253	1,311	1,564	163	1,407	1,570		

(注) 請求1件に対し複数の処理を行う場合があるため、請求件数と処理状況の合計は一致しない。

(2) その他の請求等

表5 その他の請求の処理状況

(単位:件)

区分		平成30年度	平成31年度(令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
訂正請求	請求件数	0	2	0	1	0	
	処理状況	訂正	0	1	0	0	0
		不訂正	0	1	0	1	0
利用停止請求	請求件数	0	0	0	0	0	
	処理状況	利用停止	0	0	0	0	0
		利用不停止	0	0	0	0	0
苦情申出	受付件数	0	4	0	3	4	
	処理	0	4	0	3	4	

5 部分開示及び不開示理由の内訳

個人情報の開示可否の決定に関して、条例第15条各号に該当し、部分開示及び不開示決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表6 不開示事項別の該当件数

(単位：件)

区 分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1号 法令秘情報	4	0	9	2	3
第2号 本人の生命等を害するおそれのある情報	4	8	1	5	1
第3号 個人に関する情報	179	119	130	156	107
第4号 法人等に関する情報	1	1	5	2	3
第5号 公共の安全等に関する情報	7	6	66	24	22
第6号 評価等に関する情報	7	9	13	8	23
第7号 審議、検討等に関する情報	6	0	8	5	3
第8号 事務又は事業に関する情報	119	99	118	71	55
第9号 本人の利益と相反する情報	0	1	3	1	0
合 計	327	243	353	274	217

(注) 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数と一致しない。

6 不服申立ての状況

不開示決定等の処分に係る不服申立てに対する実施機関の決定及び沖縄県個人情報保護審査会における処理状況は次のとおりである。

表7 不服申立ての処理状況（開示可否等の決定）

(単位：件)

区分 年度	不服 申立	取下げ	諮問	個人情報保護 審査会		答申の内容				重要事項 (不服申立以外)		重要事項 含む審議 回数
				審議 回数	答申	認容		棄却	却下	諮問	答申	
						全部	一部					
H30	11 (7)	0	11 (7)	12	10 (6)	1 (0)	1 (1)	8 (5)	0 (0)	13 (0)	2 (0)	12
H31(R1)	9 (0)	0	9 (0)	11	8 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (0)	0 (0)	13 (11)	13 (11)	11
R2	3 (1)	0	3 (1)	8	3 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	8
R3	13 (3)	1	11 (0)	9	4 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	9
R4	10 (8)	0	9 (7)	9	3 (3)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	9

※ 括弧書は前年度からの継続案件で内数である。

※ 不服申立てをした年度と諮問をした年度が異なる場合、不服申立件数と諮問件数が一致しない。

※ 平成26年の行政不服審査法改正（平成28年4月1日施行）により、審査請求及び異議申立てが審査請求に一元化されたが、経過措置により、平成27年度以前に処分された件については、従前の規定が適用されるため、本表においては、「不服申立て」として表記している。

- 平成30年度の審査請求に係る諮問済11件について、10件答申した（事案併合があったため、諮問件数と答申件数は一致しないが、諮問された11件全てについて答申した。）。
この他、重要事項13件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件、個人情報保護制度関係11件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件）について答申した。
- 平成31年度（令和元年度）の審査請求に係る諮問済9件について、8件について答申した。
この他、重要事項13件（特定個人情報評価書1件、個人情報保護制度関係12件）の諮問があり、全てについて答申した。
- 令和2年度の審査請求に係る諮問済3件全てについて答申した。
この他、重要事項2件（目的外提供1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、全てについて答申した。
- 令和3年度の審査請求に係る諮問済11件のうち、4件について答申した。
この他、重要事項3件（目的外提供1件、目的外利用1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、2件（目的外提供1件、目的外利用1件）について答申した。
- 令和4年度の審査請求に係る諮問済9件について、3件答申した（事案併合があったため、諮問件数と答申件数は一致しないが、諮問された4件について答申した。）。
この他、重要事項2件（特定個人情報評価書1件、条例制定1件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、条例制定1件）について答申した。

7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況

実施機関からの諮問事項の審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、知事の附属機関として条例第50条の規定に基づき「沖縄県個人情報保護審査会」が設置されている。なお、令和5年4月1日以降は「沖縄県個人情報保護審査会設置条例」に基づき設置されている。

審査会の委員の任期は2年、令和4年度の審査会開催回数は9回となっている。

表8 沖縄県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

任期：令和5年2月27日～令和7年2月26日（2年）（令和5年3月31日現在）

氏名	役職等	備考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	
尾辻 克敏	弁護士	
島袋 彩子	フリーアナウンサー	
安井 琢磨	弁護士	会長職務代理者

表9 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
令和4年5月10日	第197回	(1) 【重】沖縄県諮問総第9号（「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について） (2) 【併合】教育長諮問第2号、同第4号（特定の課に提出した子に関する文書とその処理内容がわかる文書の開示決定に対する審査請求について） (3) 沖縄県諮問子第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (4) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求）
令和4年6月14日	第198回	(1) 【重】沖縄県諮問総第9号（「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について） (2) 【併合】教育長諮問第2号、同第4号（特定の課に提出した子に関する文書とその処理内容がわかる文書の開示決定に対する審査請求について） (3) 沖縄県諮問子第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (4) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求） (5) 沖公委（監）第3号（特定事件について特定弁護士の被告等訴訟代理人選任に関する記録の部分開示決定に対する審査請求）
令和4年8月19日	第199回	(3) 沖縄県諮問子第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (4) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求） (6) 沖公委（生企）第111号（特定日に特定署に保護された記録の部分開示決定に対する審査請求）
令和4年9月27日	第200回	(3) 沖縄県諮問子第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (4) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求） (5) 沖公委（監）第3号（特定事件について特定弁護士の被告等訴訟代理人選任に関する記録の部分開示決定に対する審査請求）

		<p>審査請求)</p> <p>(6) 沖公委（生企）第111号（特定日に特定署に保護された記録の部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(7) 【重】「（仮称）個人情報の保護に関する法律施行条例」について</p> <p>(8) 沖縄県諮問総第7号（子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(9) 沖縄県諮問総第8号（子のいじめ事案に関する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）</p>
令和4年10月27日	第201回	<p>(4) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求）</p> <p>(5) 沖公委（監）第3号（特定事件について特定弁護士の被告等訴訟代理人選任に関する記録の部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(7) 【重】沖縄県諮問総第3号（個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について）</p> <p>(8) 沖縄県諮問総第7号（子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）</p>
令和4年11月24日	第202回	<p>(4) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求）</p> <p>(5) 沖公委（監）第3号（特定事件について特定弁護士の被告等訴訟代理人選任に関する記録の部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(6) 沖公委（生企）第111号（特定日に特定署に保護された記録の部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(8) 沖縄県諮問総第7号（子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(9) 沖縄県諮問総第8号（子のいじめ事案に関する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(10) 沖公委（広相）第35号（特定年に特定署へ宅配便等で送ったカルテ等に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求）</p>
令和5年1月18日	第203回	<p>(4) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求）</p> <p>(6) 沖公委（生企）第111号（特定日に特定署に保護された記録の部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(8) 沖縄県諮問総第7号（子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）</p>

		<p>(9) 沖縄県諮問総第8号（子のいじめ事案に関する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(10) 沖公委（広相）第35号（特定年に特定署へ宅配便等で送ったカルテ等に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求）</p>
令和5年2月15日	第204回	<p>(4) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求）</p> <p>(8) 沖縄県諮問総第7号（子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(10) 沖公委（広相）第35号（特定年に特定署へ宅配便等で送ったカルテ等に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求）</p>
令和5年3月28日	第205回	<p>(4) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求）</p> <p>(6) 沖公委（生企）第111号（特定日に特定署に保護された記録の部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(8) 沖縄県諮問総第7号（子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(9) 沖縄県諮問総第8号（子のいじめ事案に関する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(10) 沖公委（広相）第35号（特定年に特定署へ宅配便等で送ったカルテ等に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求）</p>

※【重】は重要事項の諮問に係る審議を示す。重要事項とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、本制度の推進を図るために必要な事項等をいう。

8 不服申立ての処理状況一覧

表10 不服申立ての処理状況

整理番号	不服申立て 年 月 日	該当公文書	原 決 定	不開示 根拠 (条例第 15条各号 等)	不開示部分	個人情報保護 審 査 会	不服申立てに 対する決定(裁決)	備 考
	実施機関 (諮問番号)		①開示請求年月日 ②決定年月日 ③決定状況			①諮問年月日 ②答申年月日 ③答申番号 ④答申内容	①決定年月日 ②決定内容	
1	R3. 7. 19	教育委員あて文書 要望書 陳情 診断書 陳情処理方針等	①R3. 3. 29 ②R3. 4. 13 ③開示			①R3. 11. 17 ②R4. 6. 28 ③第101号 ④開示された文書以外の文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定は妥当である。	①R4. 7. 28 ②棄却	併合 審理
	教育委員会 学校人事課(沖縄県教育委員会教育長諮問第2号)							
2	R3. 7. 19	教育委員あて文書 要望書 陳情 診断書 陳情処理方針等	①R3. 3. 29 ②R3. 4. 13 ③開示			①R3. 11. 17 ②R4. 6. 28 ③第101号 ④開示された文書以外の文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定は妥当である。	①R4. 7. 28 ②棄却	
	教育委員会 義務教育課(沖縄県教育委員会教育長諮問第4号)							
3	R3. 8. 17	審議会議事録	①R3. 6. 28 ②R3. 8. 11 ③部分開示	第15条 第3号	開示請求者以外の個人に関する情報	①R3. 11. 12 ②R4. 10. 21 ③第102号 ④実施機関の判断が妥当とされた箇所以外は一部を開示すべきである。	①R4. 11. 8 ②一部認容	
	知事 青少年・子ども家庭課(沖縄県諮問子第7号)			第15条 第7号	審議、検討等に関する情報			
4	R3. 12. 9	起案用紙 訴訟委任状	①R3. 11. 18 ②R3. 12. 6 ③部分開示	第15条 第3号	警部補以下の職員氏名	①R4. 2. 21 ②R4. 11. 29 ③第104号 ④部分開示決定については、妥当である。	①R4. 12. 22 ②棄却	
	公安委員会 監察課(沖公委(監)第3号)			第15条 第8号	事務又は事業に関する情報			
5	R3. 10. 11	審議会議事録 照会事項の回答	①R3. 8. 23 ②R3. 10. 4 ③部分開示、不開示、不開示(不存在)	第15条 第3号	開示請求者以外の個人に関する情報	①R4. 2. 3 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	知事 青少年・子ども家庭課(沖縄県諮問子第10号)			第15条 第7号	審議、検討等に関する情報			
6	R3. 8. 20	総務私学課における特定中学校におけるいじめ問題への対応及び学校との記録	①R3. 6. 28 ②R3. 8. 11 ③部分開示	第15条 第3号	開示請求者以外の個人に関する情報	①R4. 2. 28 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	知事 総務私学課(沖縄県諮問総第7号)			第15条 第8号	事務又は事業に関する情報			
7	R3. 10. 29	総務私学課における特定中学校におけるいじめ問題への対応及び青少年・子ども家庭課との記録、学校との記録	①R3. 8. 23 ②R3. 10. 6 ③部分開示	第15条 第3号	開示請求者以外の個人に関する情報	①R4. 2. 28 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	知事 総務私学課(沖縄県諮問総第8号)			第15条 第6号	評価等に関する情報			
8	R4. 1. 7	保護取扱簿	①R3. 12. 1 ②R3. 12. 9 ③部分開示	第15条 第3号	警部補以下の職員氏名 開示請求者以外の個人に関する情報	①R4. 7. 29 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	公安委員会 生活安全企画課(沖公委(生企)第111号)			第15条 第8号	事務又は事業に関する情報			

整理番号	不服申立て 年月日	該当公文書	原 決 定	不開示 根拠 (条例第 15条各号 等)	不開示部分	個人情報保護 審 査 会	不服申立てに 対する決定(裁決)	備 考
	実施機関 (諮問番号)		①開示請求年月日 ②決定年月日 ③決定状況			①諮問年月日 ②答申年月日 ③答申番号 ④答申内容	①決定年月日 ②決定内容	
9	R4. 6. 15 公安委員会 広報相談課 (沖公委(広 相)第35号)	特定署へ宅配便等 で送ったカルテ等	①R4. 3. 29 ②R4. 4. 18 ③不開示(不 存在)	不存在	請求に関する記録は 不存在	①R4. 10. 28 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	R5. 3. 28 教育委員会 学校人事課 (沖縄県教育委 員会教育長諮問 第2号)		沖縄県公立学校管 理職候補者選考試 験1次合否判定資 料 沖縄県公立学校管 理職候補者選考試 験2次合否判定資 料 (令和2年度実 施・令和3年度実 施・令和4年度実 施)	①R5. 1. 9 ②R5. 1. 31 ③不開示、不 開示(不存 在)	第15条 第6号 不存在	評価等に関する情報 書類選考の得点と順 位は不存在	① ② ③ ④	① ②

9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要

沖縄県個人情報保護審査会答申第100号 概要

①件名	「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	沖縄県知事（総務部税務課）
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に該当
④諮問年月日	令和4年3月10日（沖縄県諮問総第9号）
⑤答申年月日	令和4年6月22日
⑥答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）「以下「評価書」という。」については、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 適合性について</p> <p>指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切であると認められる。</p> <p>(2) 妥当性について</p> <p>特定個人情報保護評価の内容が、指針に定められた特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。</p> <p>(3) 重要事項の変更について</p> <p>委託事項3（県税コールセンター運營業務）については、委託先への特定個人情報ファイルの提供方法にフラッシュメモリを追加する内容となっているが、評価書の内容を確認すると、漏えい等のリスク増加が懸念されるような内容にはなっておらず、妥当性が認められる。</p> <p>リスク対策としては、電子情報の暗号化、パスワードの設定等リスク軽減措置を講じていると認められる。</p> <p>(4) 審査会の意見について</p> <p>当審査会の判断については以上のとおりであるが、次のとおり意見する。</p> <p>意見公募について、公募期間や公募媒体は適切であったと思われるが、意見公募の内容については、評価書の変更箇所や追加内容を県民向けに分かりやすい形で示した上で意見公募するなど、改善に努める必要がある。</p> <p>フラッシュメモリの提供及び受領の際は、定めたリスク対策を遺漏なく講じるよう、十分注意し行うことを要望する。</p>

さらに、委託事業者については、提供委託事業者選定時の情報セキュリティ遵守体制の確認や従業者に対する適切かつ十分なセキュリティ教育・訓練を定期的実施し、情報セキュリティの遵守に万全を期すよう要望する。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 101 号 概要

①件名	特定の課に提出した子に関する文書とその処理内容がわかる文書の開示決定に対する審査請求について
②請求年月日	令和3年3月29日（受理：令和3年3月30日）
③実施機関	沖縄県教育委員会（学校人事課及び義務教育課）
④決定年月日	(1) 開示決定：令和3年4月13日（教人第113号） (2) 開示決定：令和3年4月13日（教義第73号）
⑤決定内容	保有個人情報開示決定
⑥決定理由	保有個人情報の全部を開示する。
⑦審査請求年月日	令和3年7月19日
⑧審査請求の趣旨	開示された文書以外の文書回答及び処理内容がわかる文書があるはずであり、すべての文書の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	(1) 子および保護者が提出した文書の回答及び相談などの処理内容がわかる文書の開示がない。 (2) 求めた回答および処理内容の開示ではない。文書の共有は認めておらず、文書の取扱いに関して疑問である。
⑩諮問年月日	(1) 令和3年11月17日（沖縄県教育委員会教育長諮問第2号） (2) 令和3年11月17日（沖縄県教育委員会教育長諮問第4号）
⑪答申年月日	令和4年6月28日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>子に関する文書として開示された文書以外の文書、回答及び処理内容がわかる文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定は妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について</p> <p>実施機関は以下のとおり説明する。</p> <p>ア 市町村立学校における様々なトラブルは、まず、学校の設置者及び服務監督者である「市教育委員会」において対応することになっており、県教育委員会に専決権がある場合のみ報告が上がってくる。今回のケースでは市教育委員会から電話、メール及び文書でのやりとりは行っていない。</p> <p>イ 一般的に保護者等から県教育委員会に小中学校におけるトラブルについて相談があった場合、相談者に対し、学校の設置者及び服務監督者である市町村教育委員会に直接連絡するよう案内している。</p> <p>ウ また、訴えがあったことについて、各地区の教育事務所を通じて市町村教育委員会に電話で連絡している。なお、その時にメモを作成していた場合でも市町村教育委員会に連絡した後は全て破棄している。</p> <p>エ 市町村教育委員会とのやりとりの文書については、相談内容（懲戒や生徒の自死等）の大きさに応じて県教育委員会から市町村教育委員会に対し、書</p>

面による報告を求めることもあり、その場合には、紙媒体や電子データ等で保管している。

オ 文部科学省から県教育委員会に対し、保護者等からの相談について連絡が来るときは、今回の件に限らず電話連絡が通例となっている。

今回のケースでは、当事者から電話や来訪による要望や相談内容を教育事務所を通じて市教育委員会及び中学校に電話連絡を行い対応を依頼している。

カ なお、文部科学省からの連絡は3回とも電話によるものであり、当事者の要望や相談内容への対応について、文書やメールによる報告を依頼されたことはない。

キ その後、開示請求者からの問い合わせがあった際に、関係機関に連絡した旨を口頭で伝えた。

(2) 審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、次のとおり判断する。

ア 実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関の説明のとおりであることが認められる。

イ また、上記(1)のウについては、明らかであるとはいえないものの、他方で、これを覆すに足る事情までは認められない。

ウ さらに、探索の方法及び範囲等を不十分とまではいえない。

エ よって、実施機関において、本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 102 号 概要

①件名	特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 3 年 6 月 28 日（受理：令和 3 年 6 月 28 日）
③実施機関	沖縄県知事（子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）
④決定年月日	令和 3 年 8 月 11 日（子青第 532 号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	条例第 15 条第 3 号：開示請求者以外の個人に関する情報が含まれているため。 条例第 15 条第 7 号：部会員の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため。 条例第 15 条第 8 号：当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 8 月 17 日
⑧審査請求の趣旨	全部の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	(1) 会議の内容が伝わらないため、全て開示してほしい。 (2) 黒塗りだけで、もっと真剣に事態を受け止めてほしい。 (3) 何も見られなくて真面目に仕事をしてほしい。
⑩諮問年月日	令和 3 年 11 月 12 日（沖縄県諮問子第 7 号）
⑪答申年月日	令和 4 年 10 月 21 日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、令和 3 年 8 月 11 日付け子青第 532 号による保有個人情報部分開示決定については、別表のとおり、実施機関の判断が妥当とされた箇所以外は一部を開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件請求等について</p> <p>実施機関は開示請求に対し県の審議会の議事録を特定し、部分開示決定を行ったところ、審査請求人は特定文書の全部開示を求めている。</p> <p>これに対して実施機関は、原処分における不開示部分のうち一部（別表の「不開示とした部分」の欄に掲げる部分のうち「新たに開示」の欄で該当するとしたもの）を新たに開示することとするが、その余については、条例第 15 条第 3 号、同条第 7 号及び同条第 8 号に該当し、不開示とすることが妥当であるとしていることから、以下、特定文書の対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、実施機関がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。</p> <p>(2) 条例第 15 条第 3 号の不開示情報該当性について</p> <p>実施機関が条例第 15 条第 3 号の不開示情報に該当するとして不開示とした特定の個人に係る氏名及び職名を見分したところ、本件以外のいじめ事案に関する職員の情報が記載されていることを確認した。</p>

実施機関の主張のとおり、これを開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、実施機関が条例第15条第3号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第15条第7号の不開示情報該当性について

実施機関は、県の審議が複数の委員の合議により公正になされるためには、自由かつ率直な意見の交換及び活発な議論が必要不可欠であると説明する。さらに、仮に議論の内容が分かる議事録などを全て開示すると、県の審議の過程における議論の変遷や個々の委員の発言の多寡、発言内容により、審議の過程の一部分のみを捉えて、委員に対する一方的な非難等がなされたり、審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失われるおそれがあることから、委員はそのような非難がなされることをおそれ、自由かつ率直な意見を差し控えることが考えられるとする。

また、調査審議は個別の案件が発生するごとに反復して行われるため、審議された対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになることは、今後、同種事案の意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、同号の不開示情報に該当するものである旨説明する。

実施機関が条例第15条第7号の不開示情報に該当するとして部分を見分したところ、これを開示することによって生ずるおそれについては実施機関の主張のとおりと概ね認められることから、実施機関が条例第15条第7号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは概ね妥当である。

(4) 条例第15条第8号の不開示情報該当性について

実施機関が条例第15条第8号の不開示情報に該当するとして部分を見分したところ、本件いじめ事案に係る認識等や学校法人等の対応に係る情報等が記録された機微にわたる内容を含むものであることが確認され、当該部分の内容から、委員は当該情報を公にされないことを前提に審議会で発言を行ったものと考えられることから、実施機関の主張のとおりと概ね認められる。

したがって、実施機関が条例第15条第8号の不開示情報に該当するとして本件情報を不開示としたことは概ね妥当である。

(5) 開示すべき部分について

条例第15条第7号及び同条第8号の不開示情報該当性についての実施機関の判断は概ね妥当であるが、別表の「開示すべきとする部分」の欄に掲げる部分については、実施機関が不開示の理由とする条例第15条第7号又は同条第8号に当たるものとは認められないため開示すべきである。

○付言

なお、「沖縄県個人情報保護条例の解釈運用基準」によれば、条例第13条の解釈において、満15歳以上の未成年の法定代理人による開示請求があった場合、未成年者本人が当該開示請求に基づき保有個人情報を開示することについて同意す

るか否かを書面により確認することが明記されている。また、当該本人への意思確認の手順については、沖縄県個人情報保護事務取扱要綱3-6-(3)ウにおいて規定している。

本件での実施機関による開示決定に際しては、未成年者本人に意思確認書をとっていなかった不備が認められるところ、条例第13条第2項によれば、未成年者の法定代理人は本人に代わって開示請求することができること、さらには条例第15条第9号において、「法定代理人が開示請求を行った場合について、本人の権利利益を害するおそれのあるもの」が不開示情報として規定されるものの、本件において本人同意を確認できなかったことが直ちに「本人の権利利益を害するおそれがある」とまではいえないものと解される。

今後、実施機関においては、満15歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求に際し、条例の解釈運用基準及び事務取扱要綱に則った適正な手続を踏まえた開示決定を行うよう強く要望する。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 103 号 概要

①件名	個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
②実施機関	沖縄県知事（総務部総務私学課）
③諮問理由	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体及び地方独立行政法人にも同法が適用されることとなった。</p> <p>これに伴い、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）を廃止し、新たに制定する「個人情報の保護に関する法律施行条例」について、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴く必要があるため。</p>
④諮問年月日	令和4年10月21日（沖縄県諮問総第3号）
⑤答申年月日	令和4年11月8日
⑥答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）に係る以下の事項について、今後の個人情報保護制度の運用にあたり必要な措置が講じられており、適当である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関の定義について <p>施行条例の定義が適用される機関を明示するため、現行条例と同様に実施機関を定義すること。</p> 2 開示等請求における不開示情報の範囲について <p>情報公開条例では開示することとされている情報が、法（デジタル社会形成整備法第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律をいう。以下同じ。）で不開示情報として規定されている場合、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報から除くことができるとされている。</p> <p>職務遂行に係る公務員等の氏名については、沖縄県情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には原則開示されることとなっている。（ただし、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名は除かれる。）</p> <p>法において開示されるものとして規定されている「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」の「法令」には「条例」も含まれるため、職務遂行に係る公務員の氏名については施行条例に規定を設けなくても不開示情報から除かれるものと考えられるが、開示等請求における処分の正確性を期するため、条文に規定すること。</p> 3 開示決定等の期限の特例について <p>法第83条では開示決定等の期限は「開示請求があった日から30日以内」と定</p>

めているが、法の規定よりも短い期限に条例で設定することは許容される。

現行条例では開示決定等は「開示請求があった日から起算して15日以内」としており法の規定どおりの期限とした場合、県民に不利益な変更となることから現行制度と同様の日数とすること。

また、併せて開示決定の期限の特例に関する規定についても、現行制度同様の日数とすること。

4 開示請求における手数料の額について

法第89条第2項では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされている。開示請求における手数料は現行条例においても徴収しておらず、県民サービスの維持のため引き続き無料とし、写しの作成に要する費用を徴収すること。

5 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料の額について

法第119条第3項及び第4項により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は条例で定めるところにより手数料を納めなければならないとされている。契約手数料の額は実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定めることとされているが、政令で定める額以外とする特殊事情や必要性がないため、国と同額に規定すること。

6 審議会等への諮問について

法129条では、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができると規定されている。

一方、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされているが、以下について、個人情報の適正な取扱いを確保するため、審査会への諮問事項として施行条例に規定すること。

- ・ 条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- ・ 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- ・ 県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

7 運用状況の公表について

個人情報保護委員会は行政機関の長等に対し、法の施行の状況について報告を求めることができ、毎年度当該報告をとりまとめて概要を公表するとされている。

現行条例では、開示請求等の件数、処理状況、審査請求の状況、審査会の開催状況等を「運用状況報告書」として公表している。

地方公共団体が自発的に行う住民向け情報公開として、運用状況の公表制度を設けることは妨げられないとされることから、個人情報保護制度の適正な運営と健全な発展を期するため引き続き施行条例に規定すること。

8 条例要配慮個人情報について

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人等が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等を「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができる。

現行条例で規定している要配慮個人情報は引き続き法や同施行令において規定されることから要配慮個人情報は定めないこと。

9 個人情報ファイル簿の作成、公表について

行政機関の長等は、保有する個人情報ファイルについて、法第75条第2項及び第3項に該当する場合を除き、所定の事項を記載した個人情報ファイルを作成しなければならないとされている。

現行条例において作成し、閲覧に供している個人情報取扱事務登録簿については、個人情報ファイル簿と重複する部分も多いため、規定しないこと。

沖縄県個人情報保護審査会答申第104号 概要

①件名	特定事件について特定弁護士の被告等訴訟代理人選任に関する記録の部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和3年11月18日（受理：令和3年11月22日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部監察課）
④決定年月日	令和3年12月6日（沖監第2880号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>(1) 条例第15条第3号に該当</p> <p>開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの又はそのおそれがあるとして沖縄県個人情報保護条例施行規則第1条（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）で定める職に該当する。</p> <p>(2) 条例第15条第8号に該当</p> <p>事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
⑦審査請求年月日	令和3年12月9日（受理：令和3年12月14日）
⑧審査請求の趣旨	当該処分に不服がある。
⑨審査請求理由要旨	<p>実施機関が特定した公文書は、開示請求者が求めた公文書ではない。</p> <p>審査請求人が求めた中立・公正な立場の「〇市〇会会長 〇弁護士」の情報は無く、単に依頼人の利益のために働く立場の「〇弁護士」の情報のみが記載されている。</p> <p>〇市個人情報保護条例は、言うまでもなく〇市民のみを対象とするものではなく、我が国に居住する外国人を含む全ての市民が対象である。</p> <p>本件公文書による手続きを経て、同弁護士が訴訟代理人となっている裁判は、沖縄県個人情報保護条例に関わるものであるから、同弁護士の中立・公正な立場は当該裁判の原告である開示請求者にも自ずとかかわる事である。つまり【利益相反】に関わる話である。</p> <p>「現職の〇市〇会会長」の訴訟代理人選任の是非に関する検討協議文書を保有しないのであれば、実施機関は開示請求者に対し公文書不存在の通知処分をするべきである。</p> <p>審査請求人は県知事あて別件審査請求を行っているが、それは本件審査請求に同じく、公文書特定権濫用による「不存在決定」潰しとなる「（部分）開示決定」の防止のためであり、開示請求権侵害となる公文書特定権限の濫用による不適切開示や業務支障理由の濫用による不開示決定などあってはならないと思料する。</p>
⑩諮問年月日	令和4年2月21日（沖公委（監）第3号）
⑪答申年月日	令和4年11月29日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和3年12月6日付</p>

け沖監第 2880 号による保有個人情報部分開示決定については、妥当である。

○審査会の判断理由（概要）

(1) 本件公文書について

審査請求人は本件公文書は求めた公文書ではなく、「現職の〇市〇会会長」の訴訟代理人選任の是非に関する検討協議文書を保有しないのであれば、実施機関は開示請求者に対し公文書不存在の通知処分をすべきであると主張し、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下本件公文書の保有個人情報該当性について検討する。

(2) 本件公文書の保有個人情報該当性について

弁明書によれば、実施機関は以下のように説明する。本件公文書には「現職の〇市〇会会長」との文言は記載されていないが、請求内容に記載された文言の一部を含まないことのみをもって、開示請求の対象となり得る情報を一律に排除することは原則開示の枠組みを定めた沖縄県個人情報保護条例の趣旨からすると適当ではないと判断し、対象公文書が作成された当時において、事実「現職の〇市〇会会長」であった〇弁護士を訴訟代理人として選任した記録のすべてを対象公文書として特定したものである。また、少なくとも保有個人情報開示請求書の記載内容からは、審査請求人が公開を望んだ公文書が「「現職の〇市〇会会長」の訴訟代理人選任の是非に関する検討協議文書」に限定されるとは解釈できない。

開示請求の手続きについて、条例第14条第1項第2号では、開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載して提出することを規定している。「開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、個人情報取扱事務や公文書の名称・内容、開示を求める具体的な内容等、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める保有個人情報が記録されているものを特定するために必要な事項をいうと解釈される。また、実施機関は、開示請求書の保有個人情報を特定するに足りる記載が不十分であるため開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合は、条例第14条第3項により開示請求者に対し、相当の期間を定めて補正を求めることができる。

本件における開示請求手続きに不備はなく、また本件開示請求における請求内容の記載は文面上明確であることから、実施機関が開示請求書の記載に基づき、本件公文書を保有個人情報として特定した判断は妥当であると認められる。それゆえ、本件部分開示決定を取り消して不存在決定を行う必要はない。

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度
令和4年度運用状況報告書
令和6年3月発行

発行 沖縄県総務部総務私学課
行政情報センター



〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL. 098-866-2139
FAX. 098-866-2911